

# 令和6年度福岡市保育施設等利用のご案内

## 利用申込みの前に

このご案内は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の新規申込用です。

保育施設等によって、その保育方針や給食の献立、保育スペースの広さ、園庭の面積、園庭の代替としての公園使用等、その状況はさまざまです。

利用を希望する保育施設等は、すべて必ず事前に見学し、面談及び重要事項の説明を受けたうえで、申込みを行ってください。

※ 企業主導型保育事業の利用にあたり、保育給付認定を必要とされる場合は、この冊子の9~10ページ、19ページをご確認ください。

## 注意事項

### 1 利用申込みが必要な方

- (1) 令和6年度、新規に施設利用（入所）を希望する方
- (2) 令和5年度の利用申込者のうち、保育施設等の利用が決定しなかった方で、令和6年度も施設利用（入所）を希望する方
- (3) 小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を令和5年度末に卒園予定で、引き続き令和6年度も保育施設等の利用（入所）を希望する方

※ 在園児の方で、引き続き同一施設の利用を希望する方は、利用申込みの申請手続きは不要です。家庭の状況等の確認のため、各保育施設等を通じて「現況届」を配布しますので、ご提出をお願いします。なお現在利用している施設の継続利用にあたって、改めて施設利用通知は行いません。

### 2 令和6年4月1日利用申込み締切・利用調整（選考）結果発送

\*申請は電子でも行うことができます。（電子申請については、8ページ）

	申込み締切 ※電子の場合は締切日が 早くなる場合があります	選考結果発送日	提出場所
一次調整 ※ <sup>1</sup>	令和5年 12月4日（月）	令和6年 1月25日（木）	第1希望の 保育施設等
二次調整	令和6年 2月5日（月）	令和6年 2月19日（月）	第1希望の保 育施設等が所 在する区の子 育て支援課等
三次調整 (最終) ※ <sup>2</sup>	令和6年 2月28日（水）	令和6年 3月8日（金）以降	

※1 令和5年11月25日生まれから令和5年12月31日生まれのお子さんの一次調整の申込締切日は、令和6年1月5日（金）です。

提出先は、第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課です。

※2 2月29日以降の申込みは4月11日以降開始の利用調整対象となります。

### 3 保育施設等は5か所（第5希望）まで希望できます

※ 必ずしも5施設分を希望しなければならないものではありません。

※ 利用決定後の辞退は、施設に迷惑がかかるほか、同じ保育施設等を申込んだ他の方が利用できなくなる場合があります。

利用決定後に辞退されることのないよう、希望保育施設等について十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設等のみを申込みいただくようお願いいたします。

## < 目 次 >

<b>1 教育・保育給付認定の申請</b>	<b>1</b>
(1) 教育・保育給付認定 .....	1
(2) 保育認定(2号認定・3号認定)の方が利用できる保育施設等 .....	2
(3) 保育認定(2号認定・3号認定)の方の利用手続きの流れ .....	2
(4) 教育・保育給付認定の有効期間 .....	2
(5) 育児休業中の利用 .....	3
(6) 教育・保育給付認定に関する諸手続き .....	3
(7) マイナンバーの確認について .....	3
<b>2 保育施設等の利用申込</b>	<b>4</b>
(1) 利用ができる方 .....	4
(2) 保育時間、開所日・休所日、利用開始日と退所日 .....	4
(3) 令和6年4月1日からの利用申込み .....	5
(4) 年度途中(令和6年4月11日以降利用開始)の利用申込み .....	6
(5) 利用申込みの注意事項 .....	6
(6) 育児休業から復職予定の方の申込みについて .....	8
(7) 申込みに必要な書類 .....	9
<b>3 利用に関するその他の手続き</b>	<b>11</b>
(1) 転園・退所等の場合 .....	11
(2) 申込み時と状況が変わった方 .....	12
(3) 現況届の提出 .....	12
(4) 退所となる場合 .....	12
<b>4 利用者負担額(保育料・副食費)</b>	<b>13</b>
(1) 保育料の決定 .....	13
(2) 副食費のご負担と免除 .....	13
(3) 保育料及び副食費の納付 .....	14
(4) 保育料の減免等 .....	15
(5) 第3子優遇事業 .....	16
<b>5 待機児童支援事業</b>	<b>16</b>
<b>6 特別保育事業</b>	<b>17</b>
(1) 延長保育 .....	17
(2) 休日保育 .....	17
(3) 特別支援保育(さぽ～と保育) .....	17
(4) 一時保育 .....	17
(5) 産休明けサポート事業 .....	17
<b>7 実費徴収補足給付事業</b>	<b>17</b>
<b>8 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業</b>	<b>18</b>
<b>9 企業主導型保育事業</b>	<b>19</b>
<b>10 利用申込み関係書類様式</b>	<b>20</b>
令和6年度教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書 .....	21
利用申込み状況確認票 .....	25
マイナンバー(個人番号)申告書 .....	28
就労証明書 .....	30
誓約書兼就職活動報告書 .....	34
申立書 .....	35
誓約書(転入) .....	36
希望保育施設等変更届 .....	37
<b>11 利用開始日・申込締切日・復職期限日</b>	<b>38</b>
<b>12 福岡市保育施設一覧</b>	<b>39</b>
<b>13 福岡市地域型保育事業所一覧</b>	<b>45</b>
<b>14 保育料表(案)</b>	<b>49</b>
<b>15 お問い合わせ先</b>	<b>50</b>

# 1 教育・保育給付認定の申請

保育所等の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただかなければなりません。教育・保育給付認定の申請に基づき、福岡市から支給認定証を交付します。

認可保育施設等の利用を希望する方は、福岡市が利用調整を行うため、認定の申請と同時に希望する保育施設等の利用申込みが必要です。

## (1) 教育・保育給付認定

① 教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定 区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の 必要性	教育・保育時間	
教育認定 1号認定	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園（注1） 認定こども園（教育機能部分）
満3歳以上保育認定 2号認定	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育機能部分）
満3歳未満保育認定 3号認定	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育機能部分） 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等、居宅訪問型保育事業）

※注1 幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しない園とがあります。新制度移行園の利用には、教育・保育給付認定が必要です。詳しくは入園を希望される園にお問い合わせください。

② 保育認定（2号認定又は3号認定）を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間（保育必要量）を認定します。

保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	一日あたり最長11時間
保育短時間	一日あたり最長8時間

※ 各施設等の保育短時間の実施時間等については、39~48ページをご覧ください。

※ 上記の時間を超えて預ける場合は、各施設等への延長保育の利用申込みが別途必要です。

③ 保育の必要性の事由ごとの保育必要量

保育の必要性の事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労している		
就学している（通信教育は含まない）		
同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護している	就労時間等が月120時間以上	就労時間等が月60時間以上 120時間未満

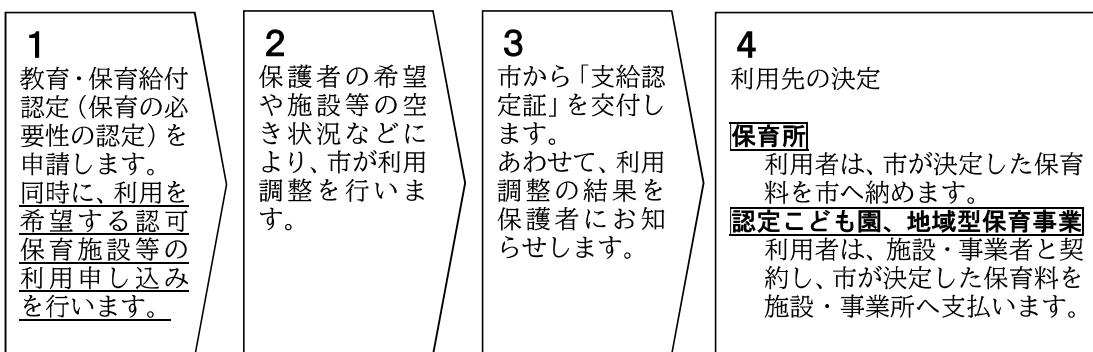
保育の必要性の事由	保育必要量
妊娠中又は出産	保育標準時間で認定 (保育短時間を希望することもできます)
疾病、負傷、障がい等がある	
災害等の復旧にあたっている	
求職活動している	
育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である	保育短時間のみ認定 (保育標準時間の認定はできません)

## (2) 保育認定（2号認定・3号認定）の方が利用できる保育施設等

<b>保育所</b> <b>2号・3号</b> (0～5歳)	就労などの理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。
<b>認定こども園</b> <b>2号・3号</b> (0～5歳)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。 ※1号認定の方は教育機能部分のみ利用できます。
<b>地域型保育事業</b> <b>3号</b> (0～2歳)  ※ 地域型保育事業は、卒園後（3歳以降）の利用先として連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が設定される仕組みです。卒園後は連携施設を引き続き利用できます。	0～2歳の子どもを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。この事業には、次の4種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>家庭的保育事業（定員5人以下）</b> 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業</li> <li>● <b>小規模保育事業（定員6人～19人以下）</b> 比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を行う事業</li> <li>● <b>事業所内保育事業</b> 事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業</li> <li>● <b>居宅訪問型保育事業</b> 子どもの自宅で保育を行う事業 ※高度な医療的ケアが必要などの理由で、保育所の利用が難しい子どもが対象</li> </ul>

## (3) 保育認定（2号認定・3号認定）の方の利用手続きの流れ

※ 保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を新たに希望する場合



## (4) 教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間は、保育の必要性の事由に応じて異なります。

教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。

保育の必要性の事由	教育・保育給付認定の有効期間
就労している（月60時間以上）	2号：小学校就学前まで（最長） 3号：満3歳の誕生日の前々日まで（最長）
疾病、負傷、障がい等がある	
同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）	※注 復職予定や就労予定及び、雇用期限がある方などにつきましては、教育・保育給付認定の有効期間が短くなることがあります。保育の利用期間を更新するためには、就労開始後もしくは雇用期限更新後、「就労証明書」等を提出いただく必要があります。
災害等の復旧にあたっている	
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間※多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の14週間前から)	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前々日まで） イ 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

保育の必要性の事由	教育・保育給付認定の有効期間
求職活動している	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前々日まで） イ 効力発生日から90日が経過する日が属する月の末日まで
就学している（通信教育等は含まない）（月60時間以上）	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前々日まで） イ 効力発生日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である	育児休業期間の終了日の属する月の末日又は育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までいずれか早い方

※ 効力発生日とは、保育の利用希望日となります。令和6年4月1日から利用を希望する方の効力発生日は、令和6年4月1日となります。

※ 上記以外に世帯状況等から、保育の必要性について福祉事務所長が認める場合があります。

## （5）育児休業中の利用

育児休業期間中の新規利用はできません。

保育施設等を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、そのお子さんは原則として利用できなくなります。ただし、育児休業を取得する際、出産日から1年以内に復職する場合は、保護者の申出により、その期間も継続して同一の保育施設等に限り、利用することができます。

また、1年を超える育児休業の場合も、育児休業の対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日まで継続して利用することができます。

※ 育児休業から復職予定で利用申込みをし、入所決定となった場合で、復職後に育児休業を再度取得（分割取得）することになった際は、育児休業対象児童の継続利用はできなくなります。

## （6）教育・保育給付認定に関する諸手続き

### ① 教育・保育給付認定の変更申請

就労時間が変更となった場合や仕事を辞めた場合など、保育が必要な状況に変更があった場合は状況に応じて、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。（12ページ参照）

### ② 職権による教育・保育給付認定の変更

満3歳未満保育認定（3号認定）の子どもが満3歳に達したときは、市が満3歳以上保育認定（2号認定）に職権で変更し、支給認定証を交付します。このほか、必要があると認めるときは、市が教育・保育給付認定の変更認定を行うことがあります。

### ③ 教育・保育給付認定の取消し

教育・保育給付認定の有効期間内に福岡市内から転出した場合には、教育・保育給付認定を取り消します。

### ④ 支給認定証の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

## （7）マイナンバーの確認について

保育施設等利用申込みに係る教育・保育給付認定申請等の手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。（提出書類の詳細は28～29ページをご確認ください。）

マイナンバーの利用目的	提出を受けた個人番号及び特定個人情報は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する事務の範囲で取扱います。
-------------	---

保育施設等利用申込書を提出の際には、「マイナンバー（個人番号）申告書」（29ページ）、申請者の個人番号確認書類及び本人確認書類を提出してください。

なお、令和6年4月1日からの一次利用申込みで、第1希望の保育施設等へ提出する場合は、マイナンバー専用封筒（各保育施設等で配布）に「マイナンバー（個人番号）申告書」、個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを入れて、封をした状態で提出してください。

（各保育施設等で開封することはありません。区子育て支援課で開封のうえ確認を行います。）

## 2 保育施設等の利用申込

### (1) 利用ができる方

次の「① 保育対象年齢」「② 住所要件」「③ 保育の必要性の事由」をすべて満たす場合に申込みができます。なお、幼稚園と保育施設等の併用はできません。

#### ① 保育対象年齢

生後3か月経過した日の翌日～小学校就学前まで

※ 3か月未満のお子さんの保育が必要な方は、産休明けサポート事業（17ページ）を参照ください。

#### ② 住所要件

お子さんと保護者が福岡市に住んでいる。（福岡市に住民票があることを原則とします）

#### ③ 保育の必要性の事由

お子さんの保護者が次のいずれかの事由に該当すること。

ア 就労している（月60時間以上）

イ 妊娠中又は出産後間がない（出産月の前2か月から出産日の後8週間※多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の14週間前から）

ウ 疾病、負傷、障がい等がある

エ 同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）

オ 災害等の復旧にあたっている

カ 求職活動をしている

キ 就学している（通信教育は含まない）（月60時間以上）

ク 育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である

ケ その他、前各項に類する状態であり福祉事務所長が必要と認める場合

### (2) 保育時間、開所日・休所日、利用開始日と退所日

#### ① 保育時間

月曜日～土曜日（午前7時から午後6時まで）

※保育短時間認定の場合は、上記時間の範囲で8時間以内

（保育施設等によって利用できる時間帯が異なります。）

※一部の地域型保育事業所においては、保育時間が8時間となります。

（詳しくは45～48ページを参照）

○ 延長保育を実施している保育施設等・・・39～48ページを参照

○ 夜間保育所（保育時間が午前11時から午後10時まで。前後に延長保育を実施）

・・第2どろんこ夜間保育園【博多区】、中央保育園（夜間部）【中央区】

#### ② 開所日・休所日

開所日…月曜日～土曜日

休所日…日曜日、祝日、国民の休日、12月29日～1月3日

#### ③ 利用開始日と退所日

利用開始日（入所ができる日）・・・各月1日、11日、21日

退所できる日・・・各月10日、20日、末日（次月1日の前日）

### (3) 令和6年4月1日からの利用申込み

#### ① 利用申込みの前に

保育施設等によって、その保育方針や給食の献立、保育スペースの広さ、園庭の面積、園庭の代替としての公園使用等はさまざまです。必ず事前に、利用を希望される保育施設等を、お子さんと一緒に見学し、面談及び重要事項の説明を受けてください。

※見学日の調整につきましては、直接保育施設等へお問い合わせください。

#### ② 利用申込みの締切と選考結果

令和6年4月1日からの利用申込みの締切と選考結果の送付は、表紙に記載のとおりです。締切日を過ぎた申込みは、審査・利用調整の対象になりません。ご注意ください。

※令和5年11月25日生まれから令和5年12月31日生まれのお子さんの一次調整の申込み締切日は、令和6年1月5日（金）です。提出先は第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課です。

#### ③ 申込みから利用開始までのスケジュール

令和5年10月23日(月) 「令和6年度福岡市保育施設等利用のご案内」配布開始

利用を希望する保育施設等は必ず事前に見学し、面談及び重要事項の説明を受けたうえで、申込みを行ってください。  
(一次利用調整の申込書類提出先は「第1希望の保育施設等」です。)

令和5年12月4日(月)

#### 一次利用調整 受付締切

締切日の翌日以降の受付分は、二次利用調整の対象となります。

令和6年1月25日(木)

#### 一次利用調整（選考）結果発送

##### 利用決定の方

● 決定した保育施設等に連絡してください

##### 決定とならなかった方

「希望保育施設等変更届」の提出により、希望保育施設等を変更できます。下記「希望施設の変更」をご確認ください。  
変更受付締切は二次利用調整受付締切日です。

二次利用調整以降の新規申込書類提出先は「第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課」です。

令和6年2月5日(月)

#### 二次利用調整 受付締切

締切日の翌日以降の受付分は、三次利用調整の対象となります。

令和6年2月19日(月)

#### 二次利用調整（選考）結果発送

##### 利用決定の方

● 決定した保育施設等に連絡してください

##### 決定とならなかった方

「希望保育施設等変更届」の提出により、希望保育施設等を変更できます。下記「希望施設の変更」をご確認ください。  
変更受付締切は三次利用調整受付締切日です。

令和6年2月28日(水)

#### 三次利用調整（最終利用調整） 受付締切

締切日の翌日以降の受付分は、4月11日以降の利用調整対象となります。

随時発送

#### 三次利用調整（最終利用調整）（選考）結果発送

##### 利用決定の方

● 決定した保育施設等に連絡してください

##### 決定とならなかった方

4月11日以降の利用調整対象となります

各保育施設での利用説明

→令和6年4月1日利用開始

← 4月1日から利用する「育児休業からの復職」「就労予定」の方は、5月1日（水）までに復職・就労する必要があります。

#### 希望施設の変更

- 選考で利用決定とならなかった方で、他の保育施設等への利用を希望される場合は、必ず「希望保育施設等変更届」を提出してください。提出先は現在申込みを行っている第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課です。
- 選考で決定とならなかった方で、利用希望保育施設等を変更せず、利用可能となるまで待つ場合は、教育・保育給付認定の有効期間内であれば特に手続きは必要ありません。利用可能となった時点で通知します。

#### ④ 利用申込みから利用決定まで

- 提出された書類により福祉事務所長が利用を決定します。利用が決定した場合は、利用についての説明がありますので、決定した保育施設等に必ず連絡してください。
- 決定者には支給認定証及び利用調整結果通知書(決定)を送付し、決定とならなかつた方には利用調整結果通知書(保留)のみを送付いたします。なお、三次調整（最終）においては、利用調整結果通知書と支給認定証をあわせて送付いたします。
- 複数の保育施設等に利用を希望している場合は、いずれかの希望する保育施設等への利用が決定した段階で、他の施設への申込みは効力をなくします。決定した保育施設等以外を希望する場合は、辞退届を提出し、改めて利用申込みを行ってください。
- 利用申込みが利用定員を超えたときは、審査を行い、保育の必要性の高い方から利用を決定しますので、希望する保育施設等を利用できない場合もあります。
- ※ 保育の必要性及び利用調整点数は、申込時点で提出された書類の内容により就労状況や世帯状況等から判断しております。（「福岡市保育施設等利用調整基準表」は福岡市ホームページに掲載しております。）
- ※ 申込み時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、12ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課（50ページ）にご提出ください。
- 一次利用調整(選考)については、原則として利用定員の範囲内で利用調整(選考)を行います。二次利用調整(選考)以降は、利用枠に空きがある場合に利用を決定します。

### （4）年度途中（令和6年4月11日以降利用開始）の利用申込み

#### ① 利用申込みの前に

令和6年4月1日からの利用申込みと同様、必ず事前に利用を希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談及び重要事項の説明を受けてください。  
※見学日の調整につきましては、直接保育施設等へお問い合わせください。

#### ② 書類の提出

9~10ページ記載の必要書類をそろえて、申込締切日（38ページ）までに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課（50ページ）に申込んでください。  
(期限までに提出がない場合は審査・利用調整(選考)の対象となりません。)

#### ③ 利用申込みから利用決定まで

- 利用希望日の約2週間前に「利用調整(選考)結果」を送付いたします。利用が決定した場合は、利用についての説明がありますので、決定した保育施設等に必ず連絡してください。
- 当初の利用開始希望日以降の利用調整については、利用が決定した場合のみ、利用開始日の約2週間前に利用調整結果通知書(決定)を送付いたします。

### （5）利用申込みの注意事項

#### ① 提出書類

- 提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いするほか、勤務先等への電話や書面による調査、各区子育て支援課での面談を行うことがあります。
- 利用を希望する保育施設等の変更がある場合は、「希望保育施設等変更届」（37ページ）を申込時点（変更前）の第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。

#### ② 利用開始（入所）日

- 入所決定後に利用開始日を変更する（早めたり、遅らせる）ことはできません。決定した利用開始日に入所できない場合は、辞退届を提出し、改めて利用申込みを行ってください。

### ③ 家庭保育を希望するお子さんがいる場合

- 同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さんがいる場合は、原則として、利用の申込みはできません。

### ④ ならし保育

- お子さんが新しい環境に慣れることを目的に、利用開始日からならし保育（2週間程度）が始まります。ならし保育期間中の保育内容等につきましては、各保育施設等にお問い合わせください。
- 復職、就労予定で保育所の利用を希望する場合、復職前（就労開始前）のならし保育期間を考慮して、利用申込みができますが、保育時間が通常の保育時間より短くなった場合も保育料は通常の保育時間の場合と同額です。
- 利用開始日前からならし保育を行うことはできません。

### ⑤ 復職日（就労開始日）について

- 「育児休業から復職」「就労予定」によって入所が決定した場合、「利用開始日・申込締切日・復職期限日」（38ページ）で指定している復職（就労開始）期限日までに復職（就労開始）していただく必要があります。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。

### ⑥ きょうだい児同時申込み

- きょうだいが同時に同じ保育施設等（以下施設）に入所できるよう利用調整を行いますが、やむを得ず同時に同じ施設に入所できない場合には、保育施設等利用申込書（21ページ）の【<きょうだい児の申込について>▼今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。】にチェックをされた希望内容により利用調整を行います。

#### 【利用調整方法】

同一施設優先の利用調整を実施し、同時に入所ができる上位施設に決定となります。

どの欄を選択されても同一施設に入所できる場合は下記のとおり決定します。

(例)

	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
第1子	内定	保留	内定	保留	内定
第2子	保留	内定	内定	保留	内定



	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
第1子			決定		
第2子			決定		

#### 【注意事項】

- ※ 就労予定の方や復職予定の方でチェックBを希望し、きょうだい児のうち、いずれかのお子さんのみが保育施設等の利用が決定した場合でも、就労開始または復職が必要です。別途、いずれかのお子さんのみが決定した場合の、他のお子さんの保育状況（予定）について記載した申立書（35ページ）を提出してください。
- ※ 3人以上のきょうだい児同時申込みも上記の利用調整を行います。
- ※ きょうだい児で、新規利用を希望するお子さんと転園を希望するお子さんがいる場合は、新規利用を希望するお子さんの保育施設等利用申込書にチェックをしてください。
- ※ きょうだい児がすでに同一施設を利用している場合の転園については原則、同時に同じ施設に転園できる場合のみ決定します。転居や家庭状況によって、転園できるお子さんが1人だけでも希望する場合は、区の子育て支援課に事前にご相談ください。

## ⑦ 利用が決定とならなかった場合

- 利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和6年度末（令和7年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。有効期間の延長を希望する場合は、有効期間終了前までに12ページで必要書類を確認し、提出してください。
- 各回の利用調整では、施設に空きが出た時点で保育の必要性の高い方から利用を決定します。（先着順ではありません。）また、お待ちになっている方の中での順位はお問い合わせいただいくても回答できませんのでご了承ください。
- 令和6年度に利用が決定とならなかった場合で、令和7年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和7年度保育施設等利用申込みが必要となります。

## （6）育児休業から復職予定の方の申込みについて

### ① 育児休業の延長が可能で、利用調整における順位を下げることが承諾できる場合

利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能であり、利用調整における順位を下げるこことを承諾できる場合は、「利用申込み状況確認票」（25ページ）「2 育児休業からの復職意思の確認」の②にチェックをしてください。②にチェックをした場合は、世帯の状況にかかわらず利用調整点数を「0点」で選考します。

ただし、利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。

年度途中で利用調整の順位を下げる取り扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課（50ページ）に提出してください。

この取り扱いを希望される場合は、ご家庭で十分に検討のうえ申込みを行ってください。

### ② 育児休業及び育児休業給付金の延長に必要な手続きについて

育児休業から復職予定の方で、利用開始希望日をお子さんの1歳の誕生日前とした利用申込みを行っていない場合は、育児休業給付金の支給対象期間延長に必要な「利用調整結果通知書（保留）」の発行はできません。利用申込みについては、締切日に余裕をもって申込みをしてください。

また、入所決定後、入所を辞退した場合も、「利用調整結果通知書（保留）」の発行はできません。（育児休業延長が認められない場合があります。）

詳細については、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。

### 【 福岡市での保育施設利用に関わる申請を電子で行うことができます 】

内閣府のマイナポータル（ぴったりサービス）を利用して、手続きの一部を電子申請で行うことができます。申請に必要なものや、申請方法等はホームページで確認してください。

※電子申請で行う場合は、締切日が早くなる場合があります。

「福岡市 保育園 電子申請」で検索、または右記二次元コードを読み取り



## (7) 申込みに必要な書類

### ① すべての方が必要な書類

申請書提出の際のチェックリストとして、必要書類が揃っていることをご確認ください。  
書類不足や、期限までに提出がない場合は、審査の対象となりません。

- 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書 (21~22ページ)

- 利用申込み状況確認票 (25~26ページ)

※企業主導型保育施設利用に関する保育認定のみの申請の場合は、「利用申込み状況確認票」の提出は不要です。

- マイナンバー（個人番号）申告書 (28ページ)

詳しくはマイナンバー記入用紙をご覧ください。

保育施設等に申し込む場合には、専用封筒に入れて提出してください。

- 保育が必要なことが分かる書類 ※1 下記参照

保護者等の状況に応じて下記の書類が必要です。一覧を確認してください。

就労証明書などの証明書は、利用開始希望日時点の内容の証明が必要です。

保護者等の状況	必要な書類	備考	提出チェック
雇用されている・雇用予定・復職予定の方	・勤務先会社等が発行した、就労証明書 (30・33ページ)	就労・復職予定者は、利用開始後1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。	父・母・( )
役員・内職・業務委託の方	・経営・委託・依頼元の会社等が発行した、就労証明書 (30・33ページ) ・申請者本人（保護者）が記入した、就労証明書 (30・33ページ) ・事業内容のわかる書類	役員・内職・業務委託・自営業主で申請者本人（保護者）が証明書を記入する場合は事業内容がわかる書類の提出も必要です。  事業内容のわかる書類の例 営業許可通知書、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し等	父・母・( )
自営業専従者・家族従業者の方	・事業の営業者が記入した、就労証明書 (30・33ページ)	※会社等が発行した証明書をご提出いただいた役員・内職・業務委託・自営業専従者・家族従業者の方でも、証明書の内容確認のため事業内容がわかる書類等の提出をお願いする場合があります。	父・母・( )
自営業主の方	・申請者本人（保護者）が記入した、就労証明書 (30・33ページ) ・事業内容がわかる書類	※会社等が発行した証明書をご提出いただいた役員・内職・業務委託・自営業専従者・家族従業者の方でも、証明書の内容確認のため事業内容がわかる書類等の提出をお願いする場合があります。	父・母・( )
障がいをお持ちの方 病気の方	・障害者手帳(写し)など ・診断書	診断書には、家庭保育ができない理由や期間の記載が必要です。	父・母・( )
病人や障がい者の介護・看護をしている方	・診断書や障害者手帳（写し）、介護保険証(写し)等	介護・看護の状況についての申立書を併せて提出してください。	父・母・( )
出産（予定）の方	・母子手帳(写し)又は出産(予定)証明書	表紙及び出産予定日が記載してあるページを複写して添付してください。	父・母・( )
学生の方	・在学証明書又は学生証(写し) ・就学時間がわかる書類（カリキュラム等）	新年度になりましたら、再度、新年度の在学証明書を提出してください。	父・母・( )
求職中の方	・誓約書兼就職活動報告書 (34ページ)		父・母・( )

## ② 世帯の状況により必要となる書類

※6 下記参照

世帯の状況	必要な書類	提出チェック
<ul style="list-style-type: none"> <li>市外から転入予定</li> <li>単身赴任など保護者が市外在住</li> <li>保護者と生計を一にする兄・姉が市外在住</li> <li>その他(福祉事務所長が必要と認める場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票（世帯全員分で続柄が記載されたもの） ※福岡市在住の方は原則不要です</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月から8月に利用開始希望で、令和5年1月1日現在の住所地が市外の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度市町村県民税所得課税証明書(※2)</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月から8月に利用開始希望で、令和4(2022)年中に海外で就労していた等により、市町村民税の課税対象外の収入があった方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4(2022)年中の海外での収入額等が確認できる給与明細等(※3)</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年9月から令和7年3月に利用開始希望で、令和6年1月1日現在の住所地が市外の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度市町村県民税所得課税証明書(※2)</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年9月から令和7年3月に利用開始希望で、令和5(2023)年中に海外で就労していた等により、市町村民税の課税対象外の収入があった方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5(2023)年中の海外での収入額等が確認できる給与明細等(※3)</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>保育施設等の利用申込み時点において住所地が市外の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書（転入予定者用）（36ページ）</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、企業主導型保育事業の施設を利用している方（3歳児以上のクラスの利用を申請する場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が発行する在園証明書</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護受給証明書</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児（者）が同居している世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書等のコピー</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の方 (申込み時点で福岡市においてひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給していない場合に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の戸籍全部（個人）事項証明書等ひとり親であることが確認できるもの（※4）</li> </ul>	父・母・( )
<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚調停中の方 (配偶者と別居していること（住民票が別）及び生計が別の場合に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件係属証明書等</li> <li>申立書（35ページ）（※5）</li> </ul>	父・母・( )

※1 保護者以外の同居の親族の方については、上記書類の提出は原則不要です。

※2 所得課税証明書は「所得額」「控除額」「課税額」「市町村民税額」が記載されたものをご提出ください。証明書の名称は自治体により異なります。

本市以外で市民税が課税されている方で、申込み締切日までに市町村県民税所得課税証明書の提出がない場合は、利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

※3 海外で収入があった方で、証明書の提出がない場合も、利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

※4 申込み時点で福岡市においてひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当を受給している方は、添付書類は必要ありません。ひとり親であることが確認できる証明書類について不明点がある場合は、区の子育て支援課に事前にご相談ください。

※5 申立書には「配偶者とは生計関係は別である」旨の内容を記載してください。

※6 この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

### 3 利用に関するその他の手続き

#### (1) 転園・退所等の場合

利用決定後に転園・退所を希望される場合は、下記の書類の提出が必要となります。

手続きが必要な事由	提出が必要な書類
①保育施設等の利用申込みを取り下げる場合	保育施設等辞退(取下)届兼教育・保育給付認定取下届
②保育施設等の利用を辞退する場合	
③利用を希望する保育施設等を変更する場合	希望保育施設等変更届（37 ページ）
④利用調整の順位を下げる取り扱いを 変更する場合(育児休業から復職予定の方のみ)	育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届
⑤保育施設等を退所したい場合	保育施設等退所届兼教育・保育給付認定取下届
⑥別の保育施設等に転園したい場合	保育施設等転園（希望）届
⑦転園申込中の方で、 転園先の希望施設を変更する場合	保育施設等転園希望先変更届

- ※ 上記①、②、③、④、⑦は区の子育て支援課へ、上記⑤は在園施設へご提出ください。
- ※ 転園を希望する方は、各利用開始（希望）日ごとの締切日（38ページ）をご確認のうえ締切日までに、上記⑥を在園施設または在園施設が所在する区の子育て支援課のどちらかへご提出ください。利用を待っている他の方とあわせて利用調整（選考）を行います。
- ※ 転園の申込みをされた場合、年度末まで継続して利用調整（選考）を行います。転園決定後は元の施設に戻れませんので十分ご検討のうえ申込みを行ってください。転園を希望しなくなった場合、速やかに区の子育て支援課へ届け出してください。

関係書類は保育施設等及び各区子育て支援課にあります。

また、ホームページからもダウンロードができます。

「福岡市 保育施設利用」で検索、または右記二次元コードを読み取り



## (2) 申込み時と状況が変わった方

仕事を辞めた場合や就労時間が変更となった（例：育児短時間勤務への変更等）、転居、婚姻及び出産等で家庭状況等に変更があった、認定期間の延長が必要な場合は、速やかに下記の書類の提出が必要です。

手続きが必要な事由	提出が必要な書類
①保育の必要性の事由が変更となった場合	保育の必要性の事由変更に係る申告書
②保護者や児童の氏名などの家族構成や住所が変わった場合	住所・氏名・保護者・家族構成変更届等
③求職中の方が就職する場合	
④勤務先が変更になった場合	就労証明書（30、33 ページ）
⑤雇用期限の更新があった場合	
⑥勤務先に復職した場合	
⑦出産予定の場合	母子手帳の写しなど
⑧育児休業を取得した場合や延長した場合	就労証明書（30、33 ページ） 育児休業に係る申立書
⑨生活保護世帯、ひとり親家庭や在宅障がい児(者)がいる世帯に新たに該当する場合、または該当しなくなった場合	保護受給証明書 ひとり親であることが確認できるもの（※） 障害者手帳の写し など
⑩保育要件がなくなった場合 (仕事を辞めた場合など)	状況等により提出書類が異なりますので、 保育施設等が所在する区の子育て支援課 (50 ページ) へ連絡してください。

※ 世帯状況変更の届出時点で、福岡市においてひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給している場合はひとり親であることが確認できるものは必要ありません。その旨を届出の際に区の子育て支援課にお知らせください。

※ 支給認定の延長が必要な場合も、状況に応じ上記の必要書類を提出してください。

## (3) 現況届の提出

保育施設等を利用している方は、法の定めにより、年に1回、保育が必要な状況及び住所要件等を確認するため「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類（就労証明書等）」を提出していただきます。保育の必要性が認められない場合は、継続利用ができないことがあります。

## (4) 退所となる場合

1か月以上の継続した休みは、原則として退所の対象になり、退所届の提出が必要です。なお、里帰り出産など例外となる場合もありますので、区の子育て支援課に状況をご相談ください。

## 4 利用者負担額（保育料・副食費）

### （1）保育料の決定

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスに所属する児童の保育料が無償化されましたので、対象児童の保育料月額は0円と決定します。

0～2歳児クラスに所属する児童の保育料は、4月分から8月分まではお子さんの父母の前年度（令和5年度）市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）を合算した額に応じて決定し、9月分から3月分まではお子さんの父母の当該年度（令和6年度）市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）を合算した額に応じて決定します。（父母の収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の市町村民税額（政令市は旧税率6%を適用）で決定する場合もあります。）

令和6年度												
2024年												2025年
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和5年度市町村民税額に基づく保育料												令和6年度市町村民税額に基づく保育料



毎年9月が利用者負担額（保育料・副食費）の切り替え時期になります。

保育施設等に入所した年度の初日の満年齢及びきょうだい児の有無により金額が異なります。保育料は児童の当該年度4月1日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えて、その年度中の保育料は変わりません。

令和6年度保育料（4月～8月分）は、令和6年3月末頃決定される予定です。令和6年度の保育料表（案）を掲載していますので、49ページをご参照ください。

### （2）副食費のご負担と免除

令和元年10月から3～5歳児クラスに所属する児童の保育料は0円となりましたが、副食費（給食のおかず代）は、利用する施設（公立の場合は市）へ直接お支払いいただく必要があります。ただし、年収360万円未満相当世帯（※1）の児童と保育所等の施設に3人以上が同時にいる場合の3番目以降の児童については、副食費が免除されます。

※1 年収360万円未満相当世帯は、市町村民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯が該当します。（要保護世帯（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等）については77,101円未満の場合）

※ 3歳未満児の副食費については、保育料に含まれています。

#### 【ご注意】

- ① 利用者負担額（保育料・副食費）の算定に際しては、住宅借入金等特別税額控除や配当控除、外国税額控除、寄付金控除等、控除できないものがあります。
- ② 市町村民税額に変更があった場合や世帯状況の変更に伴い、年度の途中で利用者負担額（保育料・副食費）が変わることがありますので、変更があった場合は、速やかに保育施設等が所在する区の子育て支援課へご連絡ください。なお、変更内容によって、過去の年度に遡って変更決定する場合があります。
- ③ 市町村民税額が確認できない場合は、保育料は最高階層で、副食費は免除対象ではないものとして決定しますので、必ず申告してください。（収入がない場合でも申告をお願いする場合があります。）
- ④ 海外に居住していたことなどにより日本国内において住民税が課税されていない方等についても、当時の収入状況等が分かる書類をご提出いただき、住民税の課税相当額を推計して保育料を決定いたします。

- ⑤ 保育施設等を欠席した場合でも、利用者負担額（保育料・副食費）は全額お支払いいただきます。保育施設等を退所する場合は、保護者から「保育施設等退所届兼教育・保育給付認定取下届」が提出され、退所日が確定するまでは利用者負担額（保育料・副食費）がかかりますので、事前に「保育施設等退所届兼教育・保育給付認定取下届」を提出してください。

- ⑥ 11日、21日入所又は10日、20日退所の場合の利用者負担額（保育料・副食費）は日割りとなります。

#### 【日割りの計算方法】

月途中で入所した場合：月額利用者負担額×中途入所日からその月の月末までの開所日数÷25日  
月途中で退所した場合：月額利用者負担額×その月の初日から在籍終了日（10日または20日）までの開所日数÷25日

※ 日曜日・祝日以外は開所日数に含めます。（年末年始についても、日・祝日以外は開所日に含まれます。）

※ 月の開所日数が25日に満たない月でも、25日で計算します。

- ⑦ 期日までに保育料の納入がない場合、財産の差押処分等を行うことがあります。

### （3）保育料及び副食費の納付

#### ① 保育料の納付方法

原則として金融機関での口座振替により納付してください。（振替日は毎月末日、12月は28日。金融機関休業日の場合は翌営業日）

※ 認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を利用している方の保育料は、直接、施設にお支払いとなります。

#### ② 副食費の納付方法

副食費は、利用する施設（公立の場合は福岡市）へ直接お支払いください。

#### ③ 保育料の口座振替の手続き

口座振替の手続きは、お子さんごとに必要です。通帳、お届けの印鑑、口座振替依頼書を持参のうえ、口座がある金融機関の窓口でお手続きいただくか、ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で「福岡市インターネット口座振替受付サービス」で検索または、右記二次元コードを読み詳細をご確認ください。

（すでに口座振替により保育料を納付されているお子さんの保育料については、改めて手続きしていただく必要はありません。）

※ 新規の口座振替の手続完了までは1～2か月かかり、完了した際に通知をお届けします。それまでは、保育施設等を通じて納入通知書をお渡ししますので、納期限までに金融機関等で納付してください。



#### 【 保護者のみなさまへお願ひ 】

保育所でお子様をお預かりするには、給食費、保育材料費、光熱水費、衛生管理費、保育士の人工費などの経費が必要です。この必要な経費については、保護者の皆様にご負担いただいている保育料のほかに、税金が投入されることにより、まかなわれています。

福岡市では保護者の皆様にご負担いただく保育料について、国が示している徴収基準額からおよそ2割減額するなど、市が独自に負担している部分もありますので、保育料の確実な納付をお願いします。

#### 【 保育料の納付は口座振替をお願いいたします 】

☆安心 預貯金口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく、安心です！

☆確実 毎月支払いに行く手間が省け、納期内に確実にお支払いができます！！

☆便利 一度手続きをしていただければ、翌年度以降も自動継続されるので便利です！！！

## 【 保育料はモバイルレジ・スマートフォン決済アプリを利用してお支払いいただけます 】

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンや携帯電話のカメラで読み取り、「モバイルレジ」や「スマートフォン決済アプリ」を利用してお支払いができます。

金融機関窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、どこでも納付が可能です。

窓口やレジに納付書を提示する必要がなく、納付内容を知られずに納付が可能です。

詳しくは、福岡市ホームページでご案内しております。

### ■モバイルレジ

「福岡市 保育料 モバイルレジ」で検索

### ■スマートフォン決済アプリ

「福岡市 保育料 スマートフォン決済アプリ」で検索



## (4) 保育料の減免等

### ① 多子軽減（きょうだい児減免）

令和5年4月から福岡市独自に「第2子以降の保育料無償化」をスタートしました。

第何子かを決定する際は、保育施設等を同時に利用している必要はなく、年齢制限や所得制限も設けず、生計を同一にしているお子さんのうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料が無料となります。

	第1子	第2子	第3子
例1	5歳児	1歳児（無料）	
例2	小学生	2歳児（無料）	0歳児（無料）

※ 第1子のお子さんが就学や療養等で別居している場合は、住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要です。

※ 保育料は、お子さんの父母の市町村民税額を合算した額に応じて決定します。

その後、福岡市独自の多子軽減を適用し、第2子以降であれば0円となります。そのため、市町村民税の申告をされていないなど、保育料の決定に必要な税額が確認できない場合には、福岡市独自の多子軽減を適用できず、D11階層（最高額）で仮決定となりますので、必ず申告をしてください。（収入がない場合でも申告をお願いする場合があります。）

### ② 要保護世帯（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

平成28年度から、制度改正に伴い、要保護世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯を対象に、第1子の保育料が半額（C階層は1,000円減額後に半額）、第2子以降の保育料が無料となりました。第何子かを決定する際は保育施設等を同時利用している必要はなく、年齢制限もありません。

また、平成29年度から3歳未満児の第1子の保育料上限は9,000円となりました。詳しくは保育施設等が所在する区の子育て支援課にご相談ください。

※ ひとり親家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯が減免を受ける場合は、ひとり親であることが確認できるもの、障害者手帳、特別児童扶養手当証書又は障害年金証書等のコピーが必要です。

※ 届出時点で、福岡市においてひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給している場合はひとり親であることが確認できるものは必要ありません。その旨を届出の際に区の子育て支援課にお知らせください。

### ③ 災害・疾病等による保育料の減免

災害、疾病、その他やむを得ない理由により、保育料の全額又は一部の支払いが困難と認められる場合に、保育料の減免が受けられることがあります。詳しくは保育施設等が所在する区の子育て支援課にご相談ください。

## (5) 第3子優遇事業

### ① 事業内容

福岡市では、18歳未満のお子さんを3人以上養育する保護者を対象に、第3子以降の子育てにかかる費用を軽減する「第3子優遇事業」を実施しており、「小学校就学前の3年間」にある第3子以降のお子さんの副食費を免除します。

### ② 対象児童

「小学校就学前の3年間」とは、お子さんが満4歳を迎える年度の4月1日から満6歳に達する年度の3月31日までの期間です。

令和6年度については、生年月日が平成30(2018)年4月2日から令和3(2021)年4月1日までの児童が対象です。

国の基準に基づき副食費が免除される世帯は、国の免除が優先されます。

### ③ その他注意事項

イ 本事業の対象となる方で、保育施設等利用申込書の第3子優遇事業申請欄の「希望しない」にチェックした場合は適用されません。

ロ 18歳未満の兄・姉が就学や療養等で別居している場合は、住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要です。

## 5 待機児童支援事業

認可保育施設等の利用を希望されながら利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用されている児童の保護者を対象に、施設利用料の一部を補助します。

### (1) 対象者（以下の①～③のいずれも満たす方）

- ① 0～2歳児クラスの利用申込を行っている方
- ② 認可保育施設等の利用申込みを行ったが、利用することができなかつた場合
- ③ 補助金の対象となる認可外保育施設（※）を月60時間以上の利用見込みで契約している場合  
※ 対象となる認可外保育施設
  - ・福岡市又は県に届出を行っている認可外保育施設
  - ・企業主導型保育施設の場合は「地域枠」利用の場合のみ

#### [注] ただし、以下の場合等は対象となりません。

- ・児童が「幼児教育・保育の無償化」、「第2子以降の保育料無償化」または「第3子優遇事業」の対象となっている場合
- ・他に利用可能な認可保育施設等があるものの、特定の認可保育施設等の利用を希望している場合
- ・世帯の所得階層（認可保育施設等の保育料算定に用いる、市町村民税額に基づく所得階層（49ページ参照））がD5以上の場合

### (2) 支援の内容

認可外保育施設利用料の範囲内で、世帯の所得階層に応じて、月5,000円～20,000円の補助金を交付します。

※ 認可保育施設等の利用申込みをされた区の子育て支援課にて、年度毎の申請が必要です。  
(前年度に交付されていた方も、新年度に改めて申請していただく必要があります。)

## 6 特別保育事業

延長保育、休日保育、さぽ～と保育等の特別保育事業を実施しています。なお、特別保育の内容は保育施設等によって異なります。詳しくは各保育施設等へお問い合わせください。

延長保育・一時保育は毎月納付する保育料とは別に費用がかかります。

### (1) 延長保育 (実施保育施設等: 39~48 ページ参照)

施設ごとに1時間～4時間の延長保育を実施しています。

利用申込みは、利用している保育施設等へ。

### (2) 休日保育 (実施保育施設等は、変更になることがあります。)

市内の認可保育施設等利用者を対象に、日曜・祝日等にも保育を行う休日保育を実施しています。(週6日を超えた利用はできません。)

実施保育施設は、香椎保育所（東区）、中央保育園（中央区）、ひなたぼっこ天神北園（中央区）、どろんこ保育園（博多区）、那珂保育所（博多区）、千代保育所（博多区）、ひなたぼっこ高宮園（南区）、田隈保育所（早良区）、アン・シャーリー保育園（早良区）、ひなたぼっこ百道浜園（早良区）、姪浜保育所（西区）、太郎保育園（西区）、ひなたぼっこ保育園（西区）の13施設です。

利用申込みは直接、休日保育を実施している保育施設等へ。

※ ひなたぼっこ天神北園、ひなたぼっこ高宮園、ひなたぼっこ百道浜園は地域型保育事業所ですが、3～5歳児クラスに所属する児童も休日保育を利用できます。

### (3) 特別支援保育（さぽ～と保育）

障がいや発達の遅れがあるお子さん、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんが、保育施設等で他のお子さんたちとの生活を通して共に成長できるよう支援しています。利用申込み時に、第1希望の保育施設等へ申し出てください。

### (4) 一時保育 (生後6か月を超える就学前児童が対象です。)

一時的に家庭での保育が困難になる保護者のために、一時保育を実施している保育施設等があります。週3日以内、もしくは連続14日以内の範囲で利用できます。

申込みは、一時保育を実施している保育施設等で受け付けています。

保育時間は原則として、

月曜日～土曜日…午前9時から午後5時まで

### (5) 産休明けサポート事業 (生後8週間を超える3か月までの乳児が対象)

保育施設等の利用は生後3か月経過後からとなっています。産休明けからの保育が必要な場合、保育施設等の利用要件を満たす方を対象に、生後3か月を経過するまでの間、ベビーシッター派遣費用の一部を助成します。(希望する保育施設等が所在する区の子育て支援課で、生後3か月経過後からの保育施設等利用申込みが必要です。)

※ 各事業の内容につきましては、50ページの担当部署にお問い合わせください。

## 7 実費徴収補足給付事業

保育施設等の利用にあたり、保育料とは別に支払うべき実費徴収額（文房具代、制服代、遠足代・行事参加代等）の一部を補助します。

### (1) 対象者

生活保護世帯である方が対象となります。

### (2) 給付内容（給付基準額）

児童一人当たり月額2,500円を上限とします。

※ 基準額と実際の負担額とを比較して少ない額を補助します。

※ 具体的な手続き等については、別途ご案内いたしますが、ご不明な点は運営支援課（50ページ）までお尋ねください。

## 8 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業

保育が必要な生後3か月～2歳を対象に、市が認定した市内の私立幼稚園で、保育士資格などを持つ職員がお子さまをお預かりします。（年度途中で3歳に達した場合は当該年度の3月末日まで）

### （1）利用可能な方

保育が必要な生後3か月～2歳で、4ページ記載の「保育施設の利用申込みができる方」の「②住所要件」と「③保育の必要性の事由」の要件を、ともに満たす場合に申し込みをすることができます。

ただし、受け入れをする児童の年齢は幼稚園によって異なります。（令和5年9月1日現在、0歳児の預かり施設はありません。）

### （2）保育時間等

月曜日～金曜日（土曜日の開所については、幼稚園によって異なります。）

1日8時間以上の預かりを実施（開所時間は幼稚園によって異なります。）

※ 休園日は、日曜日、祝日、国民の休日、12月29日から1月3日までです。その他、年に5日程度の休日を設ける幼稚園もあります。

### （3）実施幼稚園

この一覧は令和5年9月1日現在の内容です。内容が変更となる場合があります。また、住所や連絡先など詳細に関しては市のホームページを確認してください。

けご幼稚園（中央区）、あすなろ幼稚園（南区）、花畠幼稚園（南区）、福岡音楽学院附属幼稚園（南区）、別府団地幼稚園（城南区）、さつき幼稚園（早良区）、星の原幼稚園（早良区）、たぐま幼稚園（早良区）、福岡いずみ幼稚園（西区）、まつばら幼稚園（西区）

【福岡市 3歳未満児受入れ促進事業】で検索、または右記二次元コードを読み取り



### （4）保育料など

各世帯の所得などに応じて、保育所利用の際の保育料と同額の保育料をご負担いただきます（ただし、上限額は49,000円以内で幼稚園が定める額）。

幼稚園3歳未満児受入れ促進事業を利用する第2子以降に該当するお子さまの保育料も、保育所利用の場合と同様に無償化となります。

なお、給食の提供、送迎、遠足などを実施する幼稚園もあり、追加費用が必要となる場合があります。

### （5）利用の流れ

#### ① 幼稚園の見学

幼稚園によって、保育の方針や給食の提供の有無、保育料など違いがあります。利用申込に当たっては、必ず事前に、利用を希望する幼稚園をお子さんと一緒に見学し、不明な点は確認、相談をしてください。

#### ② 教育・保育給付認定の取得

お住まいの区役所子育て支援課で、「保育が必要な生後3か月～2歳である」という認定（教育・保育給付3号認定）を受けていただきます。申請から支給認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。

#### ③ 幼稚園への利用申込

支給認定証を受け取られましたら、利用を希望する幼稚園へ利用申込をしてください。

※ 幼稚園が設定する受入枠を超える利用申込が同時期にあった場合、保育の必要度の高い方が優先されます。

※ 利用申込の際に、福岡市が保育の必要度を幼稚園へ伝えることについて、同意いただきます。

#### ④ 選考結果

幼稚園から選考結果の連絡があります。利用が決定した方は、幼稚園との間で、保育の提供に関する契約を締結ください。

## 9 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは、企業が従業員の子どものために、国からの助成を受けて運営する保育施設です。地域枠が設けられている場合、保育を必要とする地域の子どもも利用可能です。

### (1) 主な特徴

- ・ 国（内閣府）所管の事業で、国が年1回指導・監査（市も年1回立入調査）
- ・ 保育室等は、国の定める認可の事業所内保育事業等と同様の設備基準
- ・ 保育従事者は、保育士及び子育て支援員等（半数以上は保育士）
- ・ 給食は、原則自園調理

### (2) 対象児童

- ・ 0～5歳児（ただし、施設によって利用できる年齢が異なります。）
- ・ すべての保護者が以下のいずれかの状態にあること（地域枠の場合）

- ア. 子ども・子育て拠出金を負担している事業主（※）に雇用されていること。  
イ. 保育認定（2号認定・3号認定）を受けていること。

※ 国及び地方公共団体を除く、厚生年金の適用事務所等

### (3) ご利用について

- ・ 企業主導型保育施設は、保護者の方が保育施設と直接契約する施設です。  
保育施設において、就労証明又は保育認定（支給認定証）により保護者の就労状況等を確認します。
- ・ 保育時間や保育料等、ご利用に関することについては、保育施設によって異なるため、直接保育施設にお問い合わせください。

### (4) 保育認定（支給認定証）が必要な場合

- ・ 企業主導型保育施設のご利用にあたって、保育認定（支給認定証）が必要な場合は、利用開始日よりも前に9～10ページの「（7）申込みに必要な書類」をお住まいの区の子育て支援課にご提出ください。また、申込時と状況が変わった場合は、速やかに書類の提出が必要です。（12ページ参照）
- ・ 福岡市が利用調整を行う施設ではありませんので、21ページの「令和6年度教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書」の「希望保育施設」には、記入をしないでください。  
※認定の開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。  
なお、申請から支給認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。



# 令和6年度 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

(あて先) 福岡市 福祉事務所長

フリガナ

申請者

私(申請者)は、以下の①~④の項目に同意した上で、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用に係る申請について関係書類を添えて申し込みます。

- ① 利用者負担額決定に際し、地方税法等による諸振込、台帳及び世帯情報を確認されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分及び副食費免除の有無を保育施設等に対して提示すること。
- ② 申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供すること。
- ③ 4月1日からの利用に係る教育・保育給付認定申請の結果通知が令和6年1月、2月又は3月となること。
- ④ 利用を希望する保育施設等から重要事項の説明を受け、その内容を確認していること。

なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用決定を取消しされ(退所させられ)ても異議は申し立てません。

## ○住所・家族構成・連絡先記入欄

申込日				令和 年 月 日		
現住所				電話番号	自宅	
	□市内	□市外	※市外の場合は、ご記入ください。		父の携帯	
	令和5年 1月1日 の住所				母の携帯	
	令和6年 1月1日 の住所				父の職場	
	児童から見た 続柄	氏名	生年月日		年齢	職業・学年 利用施設名等
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				

\*利用希望児童を含む父母及び同住所に住んでいる人全員について記入してください。また、生計を同一とする別居の子も含めて記入してください。  
※年齢・学年等は、令和6年4月1日現在で記入してください。

## ○利用希望児童・利用希望保育施設記入欄

キ リ ト リ	利用 希望 児 童	① フリガナ 氏名		性別 男・女	生年月日 年月日	年齢 歳
		利用 希望期間	(開始) 年月日から	(終了) □ 年月日 □ 小学校就学前まで	年月日	日まで
		現在の 保育状況	□ 家庭内保育 □ 職場内託児所 □ 保育所 □ 認可外保育施設 □ 認定こども園 □ 幼稚園	現在利用している施設名 → □企業主導型保育事業施設に該当 ( )		
② フリガナ 氏名		性別 男・女	生年月日 年月日	年齢 歳		
利用 希望期間	(開始) 年月日から	(終了) □ 年月日 □ 小学校就学前まで	年月日	日まで		
現在の 保育状況	□ 家庭内保育 □ 職場内託児所 □ 保育所 □ 認可外保育施設 □ 認定こども園 □ 幼稚園	現在利用している施設名 → □企業主導型保育事業施設に該当 ( )				
③ フリガナ 氏名		性別 男・女	生年月日 年月日	年齢 歳		
利用 希望期間	(開始) 年月日から	(終了) □ 年月日 □ 小学校就学前まで	年月日	日まで		
現在の 保育状況	□ 家庭内保育 □ 職場内託児所 □ 保育所 □ 認可外保育施設 □ 認定こども園 □ 幼稚園	現在利用している施設名 → □企業主導型保育事業施設に該当 ( )				
希望 保 育 施 設	希望順 施設コード	希望保育施設名	面談済確認 □ (月日)	<きょうだい児の申込について>		
	1		□ (月日)	▼ きょうだい児が既に入所している場合 きょうだい児が利用している保育施設以外に申込みがあった場合には、利用調整の結果、きょうだい児で異なる保育施設に利用決定となる場合があります。		
	2		□ (月日)			
	3		□ (月日)			
	4		□ (月日)	▼ 今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。(7ページをご確認ください。) 次のA、B、Cのいずれか1つを選択してください。		
	5		□ (月日)	<input type="checkbox"/> A 同じ保育施設等での利用を希望する。 (異なる保育施設等では利用を希望しない。)		
※ 利用決定後に辞退されると、施設に迷惑がかかるたり、同じ保育施設等を申込みされた他の方が利用できなくなる場合があります。 希望保育施設等については十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設等を申込みいただくようお願いいたします。 必ずしも第5希望まで申込む必要はありません。				<input type="checkbox"/> B 利用できる児童が1人だけでも利用を希望する。 ※申立書の提出が必要です。 (一人だけ利用が決定した場合に、他のお子さんの保育状況(予定)について申立書に記載してください。)		
				<input type="checkbox"/> C 異なる保育施設等であっても、きょうだい児全員が同時に利用できる場合は利用を希望する。 (同時に利用できない児童がいる場合は利用を希望しない。) ※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は、Aを選択したものとして判断いたします。 ※BまたはCを選択した場合も、きょうだい児同一施設優先の利用調整を実施します。		
▼希望保育施設等をいずれにも決定とならなかつた場合 <input type="checkbox"/> 1 上記希望保育施設等を利用できるまで待つ。 <input type="checkbox"/> 2 上記希望保育施設等以外の保育施設等を希望する。 (希望保育施設等変更届の提出が必要。) <input type="checkbox"/> 3 保育施設等利用以外の方法を検討する。 ( )						
※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は 1で判断いたします。						

\*申込前に必ず、希望される保育施設等をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。

利用希望曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	※日曜日は保育を行わない施設があります。
利用希望時間	<input type="checkbox"/>	保育標準時間を選択できる保育要件だが、特に保育短時間を希望する。 ※保育短時間しか認定できない要件の場合は希望の表示がなくても「保育短時間」で認定します。

次の項目に該当する場合はご記入ください。(必要書類の添付をお願いします。)

父または母が同居していない理由	<input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 離婚調停中 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他( )	→ <input type="checkbox"/> 市外のみ住民票添付
	<input type="checkbox"/> 単身赴任先住所(□父 □母)( )	→ <input type="checkbox"/> 添付書類不要
	現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給している	→ <input type="checkbox"/> 証明書類
	ひとり親家庭だが現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給していない	→ <input type="checkbox"/>
	【証明書類の例】保護者の戸籍全部(個人)事項証明書、児童扶養手当証書の写し(市外からの転入予定者)など 離婚調停中(配偶者と別居していること(住民票が別)及び生計が別の場合に限る) → <input type="checkbox"/> 証明書類 【証明書類の例】事件係属証明書と申立書、家庭裁判所からの呼出状と申立書など	→ <input type="checkbox"/> 証明書類
生活保護又は特定中国残留邦人等の支援給付	<input type="checkbox"/> 適用あり 担当( )	→ <input type="checkbox"/> 証明書類 保護受給証明書など
障がい児(者)が同居している世帯	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する(障がい児(者)名 )	→ <input type="checkbox"/> 証明書類 【証明書類の例】障害者手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書等の写し
市の第3子優遇事業:副食費免除を希望しない	<input type="checkbox"/> 希望しない	令和6年度 幼稚園等の申込 <input type="checkbox"/> あり

### 保育の必要性について、下記にご記入ください。

※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入。父母それぞれについて、利用のご案内で例示している証明書類等を確認の上添付してください。

※就労又は復職予定者は利用開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。※通勤・通学・通院時間は、自宅から職場・学校・病院までの時間を記載してください。

区分	父の状況	母の状況
<input type="checkbox"/> 就労 → <input type="checkbox"/> 証明書類	【雇用されている方、雇用・復職予定の方、自営業専從者・家族従事者の方、役員・内職・業務委託で勤務先等から証明書を受ける方】就労証明書 【自営業主の方、役員・内職・業務委託でご自身で証明書を記入する方】就労証明書、事業内容のわかる書類 【求職中の方】誓約書兼就職活動報告書	
就労状況	□就労中 □育児休業取得中(復職予定日 年 月 日) □就労先決定済 □求職活動中・求職活動予定	□就労中 □育児休業取得中(復職予定日 年 月 日) □就労先決定済 □求職活動中・求職活動予定
勤務先住所		
通勤方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
<input type="checkbox"/> 就学 → <input type="checkbox"/> 証明書類	在学証明書又は学生証(写し) 在学時間がわかる書類(カリキュラム等)	
学校名		
就学日数	1か月あたり( )日	1か月あたり( )日
就学時間	午前・午後 ( )時( )分 ~ ( )時( )分	午前・午後 ( )時( )分 ~ ( )時( )分
就学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
通学方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
<input type="checkbox"/> 出産 → <input type="checkbox"/> 証明書類	母子手帳の写し又は出産(予定)証明書 (母子手帳の写しは「表紙」及び「出産予定日が記載されたページ」が必要)	
出産(予定)日		年 月 日
出産後の予定	<input type="checkbox"/> 就労予定なし <input type="checkbox"/> 産休のみ : 年 月 日復職 <input type="checkbox"/> 育児休業取得(予定) : 年 月 日復職	
<input type="checkbox"/> 障がい → <input type="checkbox"/> 証明書類	障害者手帳の写し	
障がい名		
手帳の交付	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳( )級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A・B(1・2・3) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳( )級	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳( )級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A・B(1・2・3) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳( )級
<input type="checkbox"/> 病気等 → <input type="checkbox"/> 証明書類	診断書(家庭保育ができない理由や期間の記載が必要)	
病名等		
病院名		
状況	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 常時安静が必要 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> その他( ) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 常時安静が必要 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> その他( ) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)
<input type="checkbox"/> 介護・看護 → <input type="checkbox"/> 証明書類	①診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ②介護・看護の状況についての申立書	
介護・看護の対象者	氏名 続柄	氏名 続柄
介護・看護の状況	<input type="checkbox"/> 入院または通院している親族に付き添い <input type="checkbox"/> 居宅内介護看護	<input type="checkbox"/> 入院または通院している親族に付き添い <input type="checkbox"/> 居宅内介護看護
介護・看護の日数	1か月あたり( )日	1か月あたり( )日
介護・看護の時間	午前・午後 ( )時( )分 ~ ( )時( )分	午前・午後 ( )時( )分 ~ ( )時( )分
病名・障がい名		
病院・施設名		
介護保険の利用	<input type="checkbox"/> 有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) <input type="checkbox"/> 無
期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
通院方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
<input type="checkbox"/> その他 → <input type="checkbox"/> 証明書類	□災害復旧 □その他( )	□災害復旧 □その他( )

利用希望 曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火	日	※日曜日は保育を行わない施設があります。
該当する場合は 保護受給証明書 が必要です。		单身赴任の場合は、赴任先の 住民票が必要です。	
		单身赴任 <input type="checkbox"/> 離婚調停中 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		单身赴任先住所(□父 □母) ( ) 現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給している ひとり親家庭だが現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当を受給していない 【証明書類の例】保護者の戸籍全部 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書の写し(市外からの転入予定者)など 離婚調停中(配偶者と別居)	
		市外のみ住民票添付 <input type="checkbox"/> 添付書類不要 <input type="checkbox"/> 証明書類 <input type="checkbox"/>	
生活保護又は特定中国残留邦人等の支援		ひとり親家庭に該当する場合、①現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給している場合は添付書類は不要です。②ひとり親家庭だが、現在福岡市でひとり親家庭等医療費助成または児童扶養手当を受給していない場合は、ひとり親であることが確認できるものが必要です。	
障がい児(者)が同居している世帯		□記入例(裏面) 【証明書類の例】障害者手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書等の写し	
市の第3子優遇事業：副食費免除を希望しない		□希望しない	令和〇〇年度 幼稚園等の申込 <input type="checkbox"/> あり
<b>保育の必要性について、下記にご記入ください。</b> <small>※該当する場合は、 就労</small> 市の第3子優遇事業に該当する場合、副食費を免除しています。この免除が不要で、免除を希望しない場合に選択してください。			
就労状況	□育児休業取得中(復職予定日 年 月 日) □就労先決定済 □求職活動中・求職活動予定		
勤務先住所			
通勤方法・時間	片道 時間 分		
<b>就学</b> → <input type="checkbox"/> 証明書類 学校名 就学日数 就学時間 就学期間 通学方法・時間			
在校時間又は学生証(写し) がわかる書類(カリキュラム)			
片道 時間 分 片道 時間 分 片道 時間 分			
利用のご案内9ページで必要書類の確認の上、 書類を提出してください。			
<b>出産</b> → <input type="checkbox"/> 証明書類 <small>(母子手帳の写し又は出産(予定)証明書 (母子手帳の写しは「表紙」及び「出産予定日が記載されたページ」が必要)</small>			
出産(予定)日		年 月 日	
出産後の予定		□就労予定なし □産休のみ □育児休業取得(予定) :         年 月 日復職	
<b>障がい</b> → <input type="checkbox"/> 証明書類 障がい名 手帳の交付			
出産(予定)の方は、 母子手帳のコピーが必要です。 (表紙と分娩予定日のページ)			
体障害者手帳( )級 精神障害者保健福祉手帳( )級			
<b>病気等</b> → <input type="checkbox"/> 証明書類 診断書(家庭保育ができない理由や期間の記載が必要)			
病名等			
病院名			
状況	□入院 □寝たきり □常時安静が必要 □通院 □その他( ) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)		
□入院 □寝たきり □常時安静が必要 □通院 □その他( ) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)			
<b>介護・看護</b> → <input type="checkbox"/> 証明書類			
<small>①診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ②介護・看護の状況についての申立書</small>			
介護・看護の対象者	氏名 続柄		
介護・看護の状況	□入院または通院している親族に付き添い □居宅内介護看護		
介護・看護の日数	1か月あたり( )日		
介護・看護の時間	午前・午後 ( )時( )分 ~ ( )時( )分		
病名・障がい名			
病院・施設名			
介護保険の利用	□有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) □無		
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
通院方法・時間	片道 時間 分		
<b>その他</b> → <input type="checkbox"/> 証明書類 □災害復旧 □その他( )			
□災害復旧 □その他( )			

## 記入例(表面)

## 利用申込み状況確認票

この状況確認票の内空欄に応じて利用が見込まれる場合、  
フリガナと生年月日を必ず記入してください。※お子さん

1 申込み

		(フリガナ) ハカタ ケイコ (フリガナ)		
氏名 博多 恵子 (令和〇〇年〇〇月〇〇日生)		氏名 (令和〇〇年〇〇月〇〇日生)		
お子さんの状況	障がい・発達の遅れまたは難病等の有無と、その内容（病名や保護者の心配事等）	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： ダウン症候群	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容：	専門機関の受診をしたことがない場合で言葉が遅れているなど、保護者の方が心配していることも記入してください。
	療育センター等専門機関の受診	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記載してください。 機関名称： あいあいセンター 受診内容： 週2回療育に通っている。	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記載してください。 機関名称： 受診内容：	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記載してください。 機関名称：
	医療的ケアの要否	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他	育児休業から復職予定で利用申込みをする世帯は、必ず①②のいずれか1つにチェックをしてください。 ※教育・保育給付認定のみ申請（認可保育施設等の利用申込みはしない）の方で、育児休業から復職予定の方はチェックは必要ありません。例：幼稚園3歳未満児受け入れ促進事業や企業主導型保育事業をご利用予定の方

2 育児休業からの復職意思の確認（育児休業からの復職予定で申込みの世帯のみご記入ください）

※利用調整（選考）に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

	父	母
① <input type="checkbox"/> 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	<input type="checkbox"/> 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	
② <input type="checkbox"/> 利用調整に育児休業から復職予定ではあるが、 ※利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げるご承諾をいただけます。		<input checked="" type="checkbox"/> 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げるご承諾をいただけます。
<p>※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。</p> <p>※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、その保護者欄のみ①か②にチェックをしてください。育児休業から復職予定ではない保護者欄はチェックをしないでください。</p> <p>※ 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがある場合は、入所が決定となります。</p>		

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

【裏面に続く】

## 利用申込み状況確認票

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれる保育施設等に情報提供することがあります。

### 1 申込み児童の状況について記入してください。※お子さんを安全に保育するにあたって大切な情報です。

		利用を希望する児童			
		(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)	
お子さんの状況 キ リ ト リ	氏名 ( 年 月 日生 )	氏名 ( 年 月 日生 )	氏名 ( 年 月 日生 )		
	障がい・発達の遅れまたは難病等の有無と、その内容（病名や保護者の心配事等）	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※ありの場合は、下記に内容を記載してください。 内容： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	
	療育センター等専門機関の受診	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記載してください。 機関名称： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span> 受診内容： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記載してください。 機関名称： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span> 受診内容： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(受診予定含む) ※ありの場合は、下記に受診機関と受診内容を記載してください。 機関名称： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span> 受診内容： <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	
医療的ケアの要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※必要な対応がある場合は、下記の当てはまるケアにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>		

### 2 育児休業からの復職意思の確認（育児休業からの復職予定で申込みの世帯のみご記入ください）

※利用調整（選考）に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか1つにチェックをしてください。

		父	母
①	<input type="checkbox"/>	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (38ページに記載されている期限までに復職する。)	<input type="checkbox"/> 保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。 (38ページに記載されている期限までに復職する。)
		※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。
②	<input type="checkbox"/>	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げるることを承諾します。	<input type="checkbox"/> 利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げるることを承諾します。
		※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。	※利用調整において、利用調整点数を「0点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。

※ 父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※ 父または母のどちらか1名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

【裏面に続く】

### 3 保育施設等利用申込みにあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

1 必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、利用者負担額等の情報を提供します。

2 保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。

3 【保育施設等利用申込みに必要な書類について】  
・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。  
・申込みに必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込み状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。  
・申込み時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、12ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。

4 【申込みの有効期限について】  
・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和6年度末（令和7年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。  
・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退(取下)届 兼 教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。  
・令和6年度に利用が決定とならなかった場合で、令和7年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和7年度保育施設等利用申込みが必要となります。

5 【育児休業から復職予定または就労予定で申込みの方】  
・入所が決定した場合、38ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。  
・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。  
(例) 4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。  
7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。

6 【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】  
・保育施設等利用のご案内の8ページ「(6) 育児休業から復職予定の方の申込みについて」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。  
・優先順位を下げる（利用調整点数が0点）の選考となります。  
・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。  
・年度途中で利用調整の順位を下げる取り扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。

7 【きょうだい児同時申込みについて】  
保育施設等利用のご案内の7ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。

8 【入所後に申込み時と状況が変わった場合】  
・就労状況（転職や退職、就労時間の変更等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、12ページ記載の必要書類について、速やかに利用保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。  
・手続きによっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が取消となる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期間満了の1か月前までに必要書類を提出してください。

9 【未申告の方】  
市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、収入がない場合でも必ず申告してください。

10 【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる給与明細等が必要な方】  
所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高階層（D11）、副食費徴収で決定する場合があります。また、合計所得が確認できないため利用調整で不利になる場合がありますので、必ずご提出ください。

利用申込み状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込みを行います。

令和 年 月 日

申請保護者氏名

3 保育施設等利用申込みにあたり、以下の内容をご確認ください。

※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

## 記入例(裏面)

- 1 必要な範囲内で利用が見込まれる保育施設等へ市が把握している児童の状況、保育要件、禾

- 2 保育施設等利用のご案内をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。

- 【保育施設等利用申込みに必要な書類について】  
・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。  
・申込みに必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込み状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行なうことがあります。  
・申込み時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、12ページ記載の必要書類について、速やかに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課へ提出してください。

- 4 【申込みの有効期限について】  
・利用が保留となった場合は、教育・保育給付認定の有効期間の範囲内で、最長令和6年度末（令和7年3月31日）までの間に、利用開始日（各月1日、11日、21日）ごとに利用調整を行います。  
・有効期間内に保育施設等の利用を希望されない場合は、「保育施設等辞退(取下)届 兼 教育・保育給付認定取下届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に提出してください。  
・令和6年度に利用が決定とならなかった場合で、令和7年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合には、改めて令和7年度保育施設等利用申込みが必要となります。

- 5 【育児休業から復職予定または就労予定で申込みの方】  
・入所が決定した場合、38ページに記載されている期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。  
・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。

（例）4月1日利用開始決定→5月1日までに復職（就労開始）してください。  
7月11日利用開始決定→8月11日までに復職（就労開始）してください。

- 【表面の「2 育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】

  - ・保育施設等利用のご案内の8ページ「(6) 育児休業から復職予定の方の申込みについて」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。
  - ・優先順位を下げて（利用調整点数が0点）の選考となります。
  - ・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。
  - ・年度途中で利用調整の順位を下げる取り扱いを変更したい場合は、変更を希望する利用開始日の1か月前までに「育児休業からの復職に伴う利用申込み内容変更届」を第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課にご提出ください。

- 【きょうだい児同時申込みについて】  
7 保育施設等利用のご案内の7ページをお読みいただき内容をご確認ください。きょうだい児同一施設優先の利用調整を行います。

- 8 【入所後に申込み時と状況が変更された場合】  
・就労状況（転職や退職、就労について、速やかに利用保育施設等の手続きによっては、教育・保育を希望される場合は、必ず、教

  - ・1～10までの内容を全てご確認ください。
  - ・申請保護者は、「保育施設等利用申込書」に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

ページ記載の必要書類について  
す。引き続き、保育の利用して下さい。

- 【未申告の方】  
市民税未申告（配偶者控除対象外の方）の場合は、町民税として決定する場合があります。ま  
た、合計所得が確認できないため利用調整で、  
ありますので、収入がない場合でも必ず申告してください。

- 【所得課税証明書や海外での収入額等が確認できる場合】  
所得課税証明書等の提出がない場合は、保育料が最高額で算定され、支給額が確認できないため利用調整で不利になる場合があります。

利用申込み状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込みを行います。

令和6年11月21日

申請保護者氏名

博多 次郎

令和 年 月 日

第1希望施設名	
利用希望児童氏名	

## マイナンバー（個人番号）申告書

私は、教育・保育給付認定申請手続きに係るマイナンバー（個人番号）について、以下のとおり申告します。

### 保護者（申請者名）

※保育施設等利用申込書に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

以下の欄には、利用希望児童を含む世帯員全員（申請書に記載された方全員）について記入してください。

世帯員氏名／名前	利用希望児童との続柄	生年月日	マイナンバー（個人番号）				
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—
刈がナ		年 月 日	—	—	—	—	—

### 4月1日入所・一次利用調整の申込み（保育所等への提出）

以下の「個人番号確認書類」「本人確認書類」については、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の書類（写し）を、マイナンバーカードに封入したうえで、ご提出ください。

### 上記以外の申込み

各区窓口に申請の際、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の「個人番号確認書類」「本人確認書類」をご提示ください。

個人番号確認書類	本人確認書類	
	写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）
<p>※以下のいずれか1点で可</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号カード（顔写真付き）【複写】 (1点で可。本人確認書類の提出は不要です)</p> <p><input type="checkbox"/>通知カード【複写】 ※現住所や氏名が異なる場合は使用できません (別途、右記記載の本人確認書類が必要です)</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号が記載された住民票の 写し等【原本】 (別途、右記記載の本人確認書類が必要です)</p>	<p><input type="checkbox"/>住基カード（顔写真付き）【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>パスポート【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>身体障害者手帳【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>療育手帳【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード又は特別永住者証明書【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの【複写】</p>	<p><input type="checkbox"/>各種健康保険被保険者証【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>年金手帳【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>児童扶養手当証書【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>特別児童扶養手当証書【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険被保険者証【複写】</p> <p><input type="checkbox"/>その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの</p>

きょうだい内で同一施設をご利用の場合、マイナンバー（個人番号）申告書の提出は1組で結構です。

「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。

キ  
リ  
ト  
リ

### 記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第1希望施設名	
利用希望児童氏名	

## マイナンバー（個人番号）申告書

私は 教育・保育給付認定申請手続きに係るマイナンバー（個人番号）について、以下のとおり申告します。

保護者（申請者名） 博多 次郎

※保育料 利用申込書に記載された「申請者」の氏名を記入してください。

以下の一欄には、利用希望児童を含む世帯員全員（申請書に記入）について記入してください。

## 4月1日入所・一次利用調整の申込み（保育所等への提出）

以下の「個人番号確認書類」「本人確認書類」については、本申告書右上欄に記載された保護者（申請者）の書類（写し）を、マイナンバーカードに封入したうえで、ご提出ください。

#### **上記以外の申込み**

各々窓口に申請の際、本申告書右上欄に記載された保有者（申請者）の「個人番号確認書類」「本人確認書類」をご提示ください。

**個人番号確認書類**

※以下のいずれか1点で可

**個人番号カード(顔写真付き)【複写】**  
(1点で可。本人確認書類の提出は不要です)

**通知カード【複写】**

※現住所や氏名異なる場合は使用できません  
(別途、右記記載の本人確認書類が必要です)

**個人番号が記載された住民票の  
写し等【原本】**  
(別途、右記記載の本人確認書類が必要です)

本人確認書類	
写真付き身分証明（1点で可）	その他の本人確認書類（2点必要）
<input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真付き）【複写】	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証【複写】
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証【複写】	<input type="checkbox"/> 年金手帳【複写】
<input type="checkbox"/> パスポート【複写】	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書【複写】
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳【複写】	
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健手帳【複写】	
<input type="checkbox"/> 療育手帳【複写】	
<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住カード【複写】	
<input type="checkbox"/> その他官公署発行の文書等で氏名、記載があるもの	

きょうだい児で同一施設をご利用の場合、マイナンバー（個人番号）申告

「個人番号通知書」は、個人番号確認書類や本人確認書類として使用することはできません。

# 就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

\*本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄												
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業	<input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 鉱業・探石業・砂利採取業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業	<input type="checkbox"/> 卸売業・小売業	<input type="checkbox"/> 金融業・保険業	<input type="checkbox"/> 不動産業・物品販貸業		
		<input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス	<input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業	<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業	<input type="checkbox"/> 医療・福祉	<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業	<input type="checkbox"/> 複合サービス事業	<input type="checkbox"/> 公務	<input type="checkbox"/> その他( )					
2	フリガナ													
	本人氏名							生年 月日	年	月	日			
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期	<input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年	月	日	~	年	月	日
4	本人就労先事業所	名称												
		住所												
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	<input type="checkbox"/> 派遣社員	<input type="checkbox"/> 契約社員	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員	<input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員	<input type="checkbox"/> 役員	<input type="checkbox"/> 自営業主	<input type="checkbox"/> 自営業専従者	<input type="checkbox"/> 家族従業者	<input type="checkbox"/> 内職	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> その他( )
		就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分
6	就労時間 (変則就労の場合)	一月当たりの就労日数				月間	日	一月当たりの就労日数			週間	日		
		平日	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)					
		土曜	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)					
日祝	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)							
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	□	月間	□	週間	時間	分	(うち休憩時間	分)					
	就労日数	□	月間	□	週間	日								
	主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)						
7	就労実績 <small>*日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・授業時間を含む</small>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月				
		日／月	時間／月		日／月	時間／月	日／月	時間／月	日／月	時間／月				
8	産前・産後休業の取得 <small>*取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定	<input type="checkbox"/> 取得中											
		期間	年	月	日	~	年	月	日					
9	育児休業の取得 <small>*取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定	<input type="checkbox"/> 取得中	<input type="checkbox"/> 取得済み										
		期間	年	月	日	~	年	月	日					
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定	<input type="checkbox"/> 取得中	<input type="checkbox"/> 取得済み	理由	<input type="checkbox"/> 介護休業	<input type="checkbox"/> 病休	<input type="checkbox"/> その他( )						
		期間	年	月	日	~	年	月	日					
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定	<input type="checkbox"/> 復職済み	年 月 日										
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>*取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定	<input type="checkbox"/> 取得中	期間	年	月	日	~	年	月	日			
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)					
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有(予定)	<input type="checkbox"/> 無										
14	備考欄													

## 追加的記載項目欄

15	給与形態	<input type="checkbox"/> 年俸	<input type="checkbox"/> 月給	<input type="checkbox"/> 日給	<input type="checkbox"/> 時間給	<input type="checkbox"/> その他( )	金額	円						
16	雇用契約期間満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有(予定)	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 未定									
17	短時間勤務制度利用有無 <small>*No.12、No.19育児に関するもの以外</small>	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	期間	年	月	日	~	年	月	日			
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分	~	時	分	(うち休憩時間	分)					
		合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間	分)							
18	単身赴任の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有(予定)	<input type="checkbox"/> 無	赴任期間	年	月	日	~	年	月	日		
19	育児休業の短縮可否 <small>*保育入所が内定した場合</small>	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否											
20	育児のための短時間勤務制度利用時の勤務日数	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間	分)							
21	認可保育施設での看護師としての勤務	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有(予定)	<input type="checkbox"/> 無										

\*福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。

\*証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取り消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】\*この欄は保護者が記載してください。

児童氏名( )
生年月日( )
施設名【利用中/第一希望】( )

【福岡市確認欄】

年 月 日 ~ 年 月 日 / 卒
就労・妊・病・介・求・学・育休 ( )
父・母 / 標・短

キ  
リ  
ト  
リ

# 就労証明書

## 記載例（雇用されている方用）

※勤務先から証明をもらってください。

「年」に関する事項は、西暦で記入してください。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	当該証明権限を有し責任を持つ者の氏名を記載してください。 証明者は会社の代表者でなく、支店長や直属の上司などでも構いません。																																																																																																																																											
1	業種	<input checked="" type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 印刷業・小売業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業																																																																																																																																											
	フリガナ	ハタケ ジロウ																																																																																																																																											
No.6については、 雇用契約に基づく 就労日数、就労時 間（帯）を、固定 時間または変則時 間のうち、当ては まるどちらか一方 を記入してください。																																																																																																																																													
所博多 次郎																																																																																																																																													
就労時間 (固定就労の場合)		<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2019 年 12 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																																																																																									
右上の証明書発行事業所名・事業所住所と異なる場合は、本人が働いている事業所の住所を記入ください。																																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員  <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>祝日</td> <td>合計時間</td> <td>月間</td> <td>170</td> <td>時間 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">一月当たりの就労日数</td> <td>月間</td> <td>20</td> <td>日</td> <td>一週当たりの就労日数</td> <td>週間</td> <td>5</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="8">平日</td> <td>8 時 30 分</td> <td>~</td> <td>17 時 0 分</td> <td>(うち休憩時間 60 分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">土曜</td> <td>9 時 0 分</td> <td>~</td> <td>17 時 30 分</td> <td>(うち休憩時間 60 分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">日祝</td> <td>時 分</td> <td>~</td> <td>時 分</td> <td>(うち休憩時間 分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">合計時間</td> <td>月間</td> <td>週間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">就労日数</td> <td>月間</td> <td>週間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">主な就労時間帯 ・シフト時間帯</td> <td>時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	170	時間 分 (うち休憩時間 分)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						一月当たりの就労日数								月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日	平日								8 時 30 分	~	17 時 0 分	(うち休憩時間 60 分)				土曜								9 時 0 分	~	17 時 30 分	(うち休憩時間 60 分)				日祝								時 分	~	時 分	(うち休憩時間 分)				合計時間								月間	週間						就労日数								月間	週間						主な就労時間帯 ・シフト時間帯								時										
<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																																																																													
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	170	時間 分 (うち休憩時間 分)																																																																																																																																		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																							
一月当たりの就労日数								月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5	日																																																																																																																															
平日								8 時 30 分	~	17 時 0 分	(うち休憩時間 60 分)																																																																																																																																		
土曜								9 時 0 分	~	17 時 30 分	(うち休憩時間 60 分)																																																																																																																																		
日祝								時 分	~	時 分	(うち休憩時間 分)																																																																																																																																		
合計時間								月間	週間																																																																																																																																				
就労日数								月間	週間																																																																																																																																				
主な就労時間帯 ・シフト時間帯								時																																																																																																																																					
No.9を記入した場合は、保育所等への入所が内定した場合に 育児休業を短縮し、復職できるかについて、「追加的記載項目欄 No.19」で、その可・否を選択してください。																																																																																																																																													
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	福岡市に提出する場合は省略可。																																																																																																																																											
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月																																																																																																																																											
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日																																																																																																																																											
10	産休・育休以外の休業の 取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日																																																																																																																																											
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み																																																																																																																																											
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 期間 2023 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																																																																																											
13	保育士等としての 勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																																																																																																																																											
14	備考欄	特記事項や記入されたご担当者様から福岡市福祉事務所長への伝達事項等がありましたら記入してください。																																																																																																																																											
追加的記載項目欄																																																																																																																																													
15	給与形態	<input type="checkbox"/> 年俸 <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他( )										金額	300,000 円																																																																																																																																
16	雇用契約期間満了後の 更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有										金額については、賞与一時金、通勤手当を除いた給与額（税・社会保険料等の控除前の額）を記入して ください。																																																																																																																																	
17	短時間勤務制度 利用有無 ※No.12、No.19育児に 関するもの以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 合計時間 月間										※通勤手当を除いた各種手当も金額に含みます。 ※短時間勤務制度を利用している場合は、制度を利用してない場合の金額を記入してください。																																																																																																																																	
18	単身赴任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無										特定・教育保育施設の「保育所」「認定こども園」または、特定地域型保育事業所の 「地域型保育を行う事業所」で看護師として勤務する場合のみ、「口有」としてください。																																																																																																																																	
19	育児休業の短縮可否 ※保育所入所が内定した場合	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否																																																																																																																																											
20	育児のための短時間 勤務制度利用時の勤務日数	合計 時間	月間	時間																																																																																																																																									
21	認可保育施設での 看護師としての勤務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																																																																																																																																											

※福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。

※証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや返所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】\*この欄は保護者が記載してください。

【福岡市確認欄】

詳細な記載要領については、福岡市ホームページ（「保育施設等利用」で検索）にてご確認ください。

**記載例（役員、自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方用）**

自営業専従者・家族従事者の方、役員・内職・業務委託の方で勤務先や営業者等から証明を受ける場合

→就労証明書のみ

自営業主の方、役員・内職・業務委託の方でご自身で証明書を記入する場合

→就労証明書、事業内容のわかる書類

※会社等より証明を受ける場合でも、事業内容確認のため事業内容のわかる書類の提出をお願いする場合があります。

本人が記入する場合は、事業者の名称を記入してください。

西暦 2023 年 月 日

名	株式会社 ○○△△/○○店
名	博多 次郎
号	福岡市○区○○X丁目X番X号
名	092 - ××× - ×××
連絡先	△△ △△
連絡先	092 - □□□ - □□□

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

「年」に関する事項は、西暦で記入してください。

経営する会社や、業務委託者が証明する場合は、

当該証明権限を有し責任を持つ者の氏名を記載してください。  
証明者は会社の代表者ではなく、支店長や直属の上司などでも構いません。

1 業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業	<input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 鉱業
	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業	<input type="checkbox"/> 卸売業
2 フリガナ 本人氏名	ハカタ ジロウ		
3 雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期	<input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は記入欄に記入)
2019 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日			

No.6については、  
固定時間または  
変則時間のうち、  
どちらか一方を  
記入してください。

右上の証明書発行事業所名・事業所住所と異なる場合は、本人が働いている事業所の住所を記入してください。  
(証明書発行事業所名・事業所住所と同じで、福岡市に提出する場合は省略可。)

<input type="checkbox"/> 正社員	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	<input type="checkbox"/> 派遣社員	<input type="checkbox"/> 契約社員	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員	<input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員	<input type="checkbox"/> 役員					
<input checked="" type="checkbox"/> 自営業主	<input type="checkbox"/> 自営業専従者	<input type="checkbox"/> 家族従業者	<input type="checkbox"/> 内職	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> その他( )						
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
一月当たりの就労日数							月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日
平日 時 分 ~ 時 分									(うち休憩時間 分)		
土曜 時 分 ~ 時 分									(うち休憩時間 分)		
日祝 時 分 ~ 時 分									(うち休憩時間 分)		
合計時間		<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	160	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)				
就労日数		<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	20	日						
主な就労時間帯 ・シフト時間帯		9 時 0 分 ~ 17 時 30 分					分 (うち休憩時間 60 分)				

6  
就労時間  
(固定就労の場合)

福岡市に提出する場合は省略可。

7  
就労実績  
※日数に有給休暇を含む。  
時間数に休憩・換業時間を含む。

8  
産前・産後休業の取  
得  
※取得予定を含む

9  
育児休業の取得  
※取得予定を含む

10  
産休・育休以外の休  
取  
得

福岡市に提出する場合、役員、自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方は、  
No.8、No.9、No.10、No.11、No.12、No.13は記入不要です。

11  
復職(予定)年月日

12  
育児のための短時  
勤務制度利用有無  
※取得予定を含む

13  
保育士等としての  
勤務実態の有無

14  
備考欄

商品の発注、品出し、経理等

主な業務内容を記載してください。

また特記事項や福岡市福祉事務所長への伝達事項等がありま  
たら記入してください。

## 追加的記載項目欄

15  
給与形態  
 年俸  
 月給  
 日給  
 時間給  
 その他( )

金額 300,000 円

16  
雇用契約期間満了後  
更新の有無

17  
短時間勤務制度  
利用有無  
※No.12、No.19育児に  
関するもの以外

18  
単身赴任の有無

19  
育児休業の短縮可否  
※保育所入所が内定した場  
所

20  
育児のための短時間  
勤務制度利用時の勤務日  
期

21  
認可保育施設での  
看護師としての勤務

福岡市に提出する場合、役員、自営業主、自営業専従者、  
家族従業者、内職、業務委託の方は、

No.16、No.17、No.18、  
No.19、No.20、No.21は記入不要です。

給与形態の金額は、事業での売上高や収益を記載  
してください。収益から事業に係る経費等を差し  
引いた利益の金額ではありません。

(なお、ここでの金額は、行う事業が生計を成り立たせ  
るものであるか否かの判断基準とし、保育料の算定等に  
用いるものではありません。)

\*福岡市から雇用先へ証明書の内容確認のため、連絡をする場合があります。

\*証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育料付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】\*この欄は保護者が記載してください。

【福岡市確認欄】

詳細な記載要領については、福岡市ホームページ（「保育施設等利用」で検索）にてご確認ください。

大母ノ保

# 就労証明書

福岡市 福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	— — —			
担当者名				
記載者連絡先	— — —			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

\*本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄														
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品販賣業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他( )														
2	フリガナ															
	本人氏名													生年 月日	年    月    日	
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期	<input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年    月    日 ~				年    月    日				
4	本人就労先事業所	名称 住所														
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )														
キ リ ト リ	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間	分)	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
		一月当たりの就労日数								月間	日	一週当たりの就労日数		週間	日	
		平日								時	分 ~	時	分	(うち休憩時間	分)	
	土曜								時	分 ~	時	分	(うち休憩時間	分)		
	日祝								時	分 ~	時	分	(うち休憩時間	分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		<input type="checkbox"/> 月間		<input type="checkbox"/> 週間		時間		分	(うち休憩時間		分)				
	就労日数		<input type="checkbox"/> 月間		<input type="checkbox"/> 週間		日									
	主な就労時間帯 ・シフト時間帯						時		分 ~	時	分	(うち休憩時間	分)			
	年月		年    月		年月		年		月	年月	年	月				
日／月		時間／月		日／月		日／月		時間／月	日／月	日／月	時間／月					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中														
	期間	年    月    日 ~												年	月	日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み														
	期間	年    月    日 ~												年	月	日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み														
	期間	理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他( )												年	月	日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み														
	年月	年    月    日												年	月	日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中														
	期間	期間    年    月    日 ~												年	月	日
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無														
14	備考欄															

## 追加的記載項目欄

15	給与形態	<input type="checkbox"/> 年俸 <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他( )    金額    円											
16	雇用契約期間満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定											
17	短時間勤務制度利用有無 ※No.12、No.19育児に関するもの以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		期間	年	月	日	~	年	月	日		
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時	分 ~	時	分	(うち休憩時間	分)				
18	単身赴任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無    赴任期間    年    月    日 ~											
19	育児休業の短縮可否 ※保育所入所が内定した場合	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否											
20	育児のための短時間勤務制度利用の勤務日数	合計 時間	月間	時間	分	(うち休憩時間	分)						
21	認可保育施設での看護師としての勤務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無											

\*福岡市から届け出へ証明書の内容確認のため、連絡する場合があります。

\*証明書の偽造や虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。

【保護者記載欄】\*この欄は保護者が記載してください。

児童氏名( )
生年月日( )
施設名[利用中/第一希望]( )

## 【福岡市確認欄】

年    月    日 ~	年    月    日 / 卒
就労・妊・病・介・求・学・育休( )	
父・母 / 標・短	

# 誓約書兼就職活動報告書

※この誓約書は、求職中の方が提出するものです。就労中、就労予定の方は、この誓約書ではなく就労証明書を提出してください。

フリガナ 児童氏名	(　歳) (　年　月　日生)	第1希望の 保育施設等名	
--------------	-------------------	-----------------	--

## 1. 誓約

私は、子どもの保育施設等を利用希望する日から、3か月以内に就職し、就労証明書を福祉事務所長に提出いたします。

なお、保育施設等の利用開始日から、3か月以内に就労証明書を提出できない場合は、保育施設等の利用決定を取り消されても異議を申し立てません。

## 2. 就職活動報告書

現在の就職活動の状況を下記のとおり報告します。（1）～（4）に○をしてください。

- （1）現在、求職活動は行っていない。（保育施設等の利用開始後に行う）
- （2）自宅において就職情報誌等により行っている。
- （3）知人等の紹介により行っている。
- （4）ハローワークにおいて行っている。

- ①月に1回程度
- ②月に2～3回程度
- ③週に1回程度
- ④週に2回以上

注：記入がない場合は、（1）として取り扱います。

令和　　年　　月　　日

（あて先）福岡市　　福祉事務所長

住 所

氏 名

（児童からみた続柄　　）

## 【福岡市確認欄】

年　月　日～　年　月　日／卒	就労・妊・病・介・求・学・育休（　） 父・母／標・短
----------------	-------------------------------

# 申立書

フリガナ 児童氏名	(　歳) (　年　月　日生)	第1希望の 保育施設等名	
--------------	-------------------	-----------------	--

キ  
リ  
ト  
リ

令和　　年　　月　　日

住 所

フリガナ  
氏名

(児童からみた綱柄 )

# 誓 約 書（転 入）

私は、保育施設等の利用（希望）開始日前日までに、下記内容のとおり福岡市内に転入し、子育て支援課で保育施設等利用（申込み）手続きを完了（住所変更届の提出）することを誓約いたします。

なお、このとおり転入及び利用手続きを行わなかった場合は、利用決定（内定）を取り消されても異議を申し立てません。

利用予定児童名 ( 年 月 日生 )

( 年 月 日生 )

( 年 月 日生 )

キ  
リ  
ト  
リ

第1希望保育施設等名称

利用開始希望日 年 月 日

転入予定日 年 月 日

転入予定住所

令和 年 月 日  
(あて先)

福岡市 福祉事務所長

保護者氏名

現住所

# 希望保育施設等変更届

(あて先)

福岡市

福祉事務所長

年　月　日

住　　所

氏　　名

連　絡　先

下記のとおり、希望保育施設等変更届を提出します。

		児童①	児童②	児童③	
フリガナ					
氏名					
生年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	
年齢		歳	歳	歳	
希望施設変更年月日		令和　年　月　日			
<small>※変更年月日については、各月1日、11日、21日を記入してください。 ※空欄や選択できない変更年月日の場合は、直近の選考可能な基準日とします。</small>					
キ リ ト リ  【 希望 変 保 育 後 】 施 設 名	希望順		施設コード	希望保育施設名	面談済確認
	第1希望				<input type="checkbox"/> 面談済 (　月　日)
	第2希望				<input type="checkbox"/> 面談済 (　月　日)
	第3希望				<input type="checkbox"/> 面談済 (　月　日)
	第4希望				<input type="checkbox"/> 面談済 (　月　日)
	第5希望				<input type="checkbox"/> 面談済 (　月　日)
変更後の希望保育施設等のいずれにも決定とならなかった場合について		<small>※いずれかにチェックしてください。</small> <input type="checkbox"/> 1 上記希望保育施設等を利用できるまで待つ。 <input type="checkbox"/> 2 上記希望保育施設等以外の保育施設等を希望する。（希望保育施設等変更届の提出が必要です。） <input type="checkbox"/> 3 保育施設等利用以外の方法を検討する。（　　）			
		<small>※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は1で判断します。</small>			
今回、きょうだい児2人以上同時に利用希望されている方にお尋ねします。A～Cのいずれかを選択してください。		<small>※A、B、Cのいずれか1つを選択してください。</small> <input type="checkbox"/> A 同じ保育施設等での利用を希望する。 <small>（異なる保育施設等では利用を希望しない。）</small> <input type="checkbox"/> B 利用できる児童が1人だけでも利用を希望する。 <small>※申立書の提出が必要です。 (1人だけ利用が決定した場合に、他のお子さんの保育状況(予定)について申立書に記載してください。)</small> <input type="checkbox"/> C 異なる保育施設等であっても、きょうだい児全員が同時に利用できる場合は利用を希望する。 <small>（同時に利用できない児童がいる場合は利用を希望しない。）</small> <small>※複数にチェックをされた場合やチェックがない場合は、Aを選択したものとして判断いたします。</small> <small>※BまたはCを選択した場合も、きょうだい児同一施設優先の利用調整を実施します。</small>			

※申込前に必ず、希望される保育施設をお子さんと一緒に見学し、面談を受けてください。

## 11 利用開始日・申込締切日・復職期限日

- 下記表は、申請に関わる書類を紙で提出する場合の締切日です。  
[電子申請については、締切日が異なる場合があります。必ずホームページで確認してください。](#)
  - 利用を希望する日（各月1日、11日、21日）、申請方法により申請締切日が異なります。
  - 市外からの転入予定の方等で郵送で申請をする場合は、提出先へ事前連絡のうえ、締切日（必着）までに第1希望の保育施設等が所在する区の子育て支援課に申込みをしてください。
- ※ 郵便事故に関しての責任は負いかねますので、「簡易書留」「配達証明」等の配達状況が確認できる郵送方法を推奨します。

利用開始（希望）日	利用申込締切日（※紙で申請する場合）	復職（就労開始）期限日
令和6(2024)年 4月 1日(月)	1次調整 令和5(2023)年 12月 4日(月)	令和6(2024)年 5月 1日(水)
	2次調整 令和6(2024)年 2月 5日(月)	
	3次調整 令和6(2024)年 2月28日(水)	
4月11日(木)	3月11日(月)	5月11日(土)
4月21日(日)	3月21日(木)	5月21日(火)
5月 1日(水)	4月 1日(月)	6月 1日(土)
5月11日(土)	4月11日(木)	6月11日(火)
5月21日(火)	4月19日(金)	6月21日(金)
6月 1日(土)	5月 1日(水)	7月 1日(月)
6月11日(火)	5月10日(金)	7月11日(木)
6月21日(金)	5月21日(火)	7月21日(日)
7月 1日(月)	5月31日(金)	8月 1日(木)
7月11日(木)	6月11日(火)	8月11日(日)
7月21日(日)	6月21日(金)	8月21日(水)
8月 1日(木)	7月 1日(月)	9月 1日(日)
8月11日(日)	7月11日(木)	9月11日(水)
8月21日(水)	7月19日(金)	9月21日(土)
9月 1日(日)	8月 1日(木)	10月 1日(火)
9月11日(水)	8月 9日(金)	10月11日(金)
9月21日(土)	8月21日(水)	10月21日(月)
10月 1日(火)	8月30日(金)	11月 1日(金)
10月11日(金)	9月11日(水)	11月11日(月)
10月21日(月)	9月20日(金)	11月21日(木)
11月 1日(金)	10月 1日(火)	12月 1日(日)
11月11日(月)	10月11日(金)	12月11日(水)
11月21日(木)	10月21日(月)	12月21日(土)
12月 1日(日)	11月 1日(金)	令和7(2025)年 1月 1日(水)
12月11日(水)	11月11日(月)	
12月21日(土)	11月21日(木)	1月21日(火)
令和7(2025)年 1月 1日(水)	11月29日(金)	2月 1日(土)
	12月11日(水)	2月11日(火)
	12月20日(金)	2月21日(金)
	12月27日(金)	3月 1日(土)
	1月10日(金)	3月11日(火)
2月21日(金)	1月21日(火)	3月21日(金)
3月 1日(土)	1月31日(金)	4月 1日(火)
3月11日(火)	2月10日(月)	4月11日(金)
3月21日(金)	2月21日(金)	4月21日(月)

# 12 福岡市保育施設一覧

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



【東区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
保公所立	303	香椎保育所	220	681-1140	681-7500	香椎駅前2丁目16-23	2時間	8:30~16:30
	304	馬出保育所	110	651-9546	260-1825	馬出2丁目11-21	2時間	8:30~16:30
	321	奈多愛育園	160	606-2307	606-6290	奈多団地27-2	1時間	8:30~16:30
322	光和保育園	310	608-2771	606-3459	和白3丁目20-12	2時間	8:30~16:30	
384	【0歳児・1歳児のみ受入】	20	608-7700	608-7700	和白5丁目1-16-101	2時間	8:30~16:30	
323	綾杉保育園	110	661-3266	661-3267	香椎1丁目7-1	1時間	8:30~16:30	
324	博多保育園	170	681-3650	405-3005	水谷1丁目8-11	1時間	8:30~16:30	
325	さわらび保育園	280	671-1881	671-1763	八田4丁目6-5	2時間	8:30~16:30	
326	多々良保育園	220	621-8117	629-7339	多の津5丁目43-1	1時間	8:30~16:30	
327	つぼみ保育園	250	681-4782	681-4780	千早1丁目18-24	2時間	8:30~16:30	
382	つぼみ保育園分園第2つぼみ保育園	30	692-7957	692-7958	千早5丁目4-35-101	1時間	8:30~16:30	
328	城浜保育園	250	661-0631	661-0638	城浜団地8-4	1時間	8:30~16:30	
329	松原保育園	140	641-8878	641-9677	箱崎6丁目11-10	1時間	8:30~16:30	
330	松翠保育園	160	641-0155	641-0167	箱崎1丁目38-15	2時間	8:45~16:45	
331	順和保育園	140	611-2250	611-2250	筥松2丁目14-18	1時間	8:30~16:30	
332	ちどり保育園	200	621-6331	621-6370	原田2丁目15-18	1時間	8:30~16:30	
334	まごころ保育園	180	621-6989	629-4383	馬出6丁目7-29	1時間	9:00~17:00	
383	まごころ保育園箱崎駅前分園	30	643-8515	643-8530	箱崎1丁目6-16-101	1時間	9:00~17:00	
335	名島保育園	150	682-2720	682-2734	千早2丁目3-26	1時間	8:00~16:00	
336	静ヶ丘保育園	200	607-2411	606-8597	美和台7丁目28-1	1時間	8:30~16:30	
337	御幸保育園	300	662-1431	683-3597	千早6丁目8-14	2時間	8:30~16:30	
338	若宮保育園	160	662-6470	662-6479	若宮4丁目18-8	1時間	8:30~16:30	
340	まつばっこり保育園	105	641-8023	631-6767	箱崎6丁目10-1	1時間	8:30~16:30	
341	杉の子保育園	130	641-8024	643-0208	馬出3丁目1-1	2時間	8:30~16:30	
343	信愛保育園	200	681-6691	672-9250	名島5丁目5-2	1時間	8:30~16:30	
344	香住ヶ丘保育園	300	661-1003	672-8288	香住ヶ丘1丁目13-10	2時間	8:30~16:30	
381	【0歳児・1歳児のみ受入】	24	692-7498	692-7499	松香台2丁目1-3	2時間	8:30~16:30	
345	あかつき保育園	310	682-1100	682-1132	若宮1丁目13-16	1時間	8:30~16:30	
346	みそら保育園	230	622-0270	622-0311	筥松4丁目2-21	1時間	8:30~16:30	
347	かんな保育園	190	672-7805	683-2291	香椎浜2丁目4-18	1時間	8:30~16:30	
385	かんな保育園香椎浜小学校内分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	674-4557	674-4557	香椎浜2丁目2-2	—	8:30~16:30	
348	香椎浜保育園	210	672-2323	672-3231	香椎浜1丁目3-20	1時間	9:00~17:00	
349	愛咲美保育園	150	682-1515	682-1523	香椎浜4丁目3-1	1時間	8:30~16:30	
350	オリーブ保育園	120	606-6610	606-6611	三苦3丁目2-15	2時間	8:30~16:30	
367	第二オリーブ保育園	120	605-6065	609-9029	三苦3丁目4-48	1時間	8:30~16:30	
351	みとま保育園	140	605-7077	605-7088	三苦5丁目8-5	1時間	8:30~16:30	
352	だきしめ保育園	120	661-0011	661-0015	舞松原1丁目19-19	2時間	8:30~16:30	
353	第二光和保育園	90	692-9422	692-9423	和白3丁目21-3	1時間	8:30~16:30	
355	松島りすの森保育園	120	621-5700	621-5733	松島2丁目10-7	1時間	8:30~16:30	
356	東青葉保育園	100	691-0020	691-0032	青葉1丁目7-25	2時間	8:30~16:30	
357	まどか保育園	100	681-2239	681-2233	若宮1丁目12-7	1時間	8:30~16:30	
358	太陽保育園	120	681-7874	681-7881	香椎駅東4丁目25-4	1時間	8:30~16:30	
369	太陽みかづき保育園	90	665-5115	665-5116	下原3丁目21-46	1時間	8:30~16:30	
359	はこざき保育園	40	409-9216	409-9226	貝塚団地8-102	2時間	8:30~16:30	
360	やまのみ保育園	100	672-1022	672-1066	唐原5丁目10-22	1時間	8:30~16:30	
361	西戸崎保育園	120	603-0447	603-2303	西戸崎4丁目18-32	2時間	8:30~16:30	
301	志賀島保育園	60	603-6491	609-9336	志賀島1737-2	2時間	9:00~17:00	
364	やまのみ松崎保育園	90	661-1424	661-1426	松崎3丁目14-24	1時間	8:30~16:30	
365	アイグラン保育園千早	100	692-7602	692-7603	松崎4丁目32-16	2時間	9:00~17:00	
368	香椎しもばる保育園	90	663-8876	663-8877	下原2丁目22-3	1時間	8:30~16:30	
371	東はこざき保育園	90	643-7588	409-9211	箱崎3丁目32-18	1時間	8:30~16:30	
372	キッズ・キッズ松香台保育園	60	410-2444	410-2445	松香台1丁目21-25	1時間	8:30~16:30	
373	アートチャイルドケア福岡香住ヶ丘保育園	65	673-7515	673-7516	香住ヶ丘6丁目7-5	2時間	8:00~16:00	
374	夢の木保育園	90	643-1819	651-1088	馬出1丁目15-20	2時間	9:00~17:00	
375	たんすい和白保育園	90	605-7002	605-7003	和白5丁目15-38	2時間	8:30~16:30	
376	るうてる愛育園	90	605-0015	605-0051	三苦2丁目35-11	2時間	8:30~16:30	
377	ストロベリーヒルズ	90	605-6008	605-6010	三苦4丁目1-17	2時間	8:30~16:30	
378	千早天星丸保育園	75	692-1567	692-1568	千早4丁目13-20	2時間	8:00~16:00	
391	からふる福岡東保育園	75	672-8080	672-8079	水谷2丁目10-26	2時間	9:00~17:00	
392	原田COCO保育園	60	409-7980	409-7982	原田1丁目27-27	2時間	8:30~16:30	
393	照葉けいあい保育園	130	674-6700	674-6711	香椎照葉7丁目8-2	2時間	8:00~16:00	
私立認定こども園	339	高美台保育園	140	607-1327	607-1363	高美台2丁目18-1	1時間	9:00~17:00
	354	アイランドシティコスマス保育園	140	662-1501	—	香椎照葉2丁目2-11	1時間	8:00~16:00
	366	第2アイランドシティコスマス保育園	110	681-8211	—	香椎照葉2丁目2-10	1時間	8:00~16:00
	362	きぼうの森こども園	110	260-3453	260-3454	松島3丁目10-20	2時間	8:00~16:00
	363	みらいの森こども園	110	624-7035	624-7036	原田4丁目24-57	2時間	8:00~16:00
	370	名島りすの森こども園	120	674-2380	674-2383	名島3丁目25-1	2時間	8:30~16:30
	379	リアンかしい保育園	80	682-3550	682-3551	香椎2丁目6-20	2時間	9:00~17:00

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



## 【博多区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
保 公 立  私 立  保 育 園  こ 私 ど 立 も 認 定	203	那珂保育所	180	431-3882	260-8658	竹下5丁目14-7	2時間	8:30～16:30
	204	千代保育所	190	651-2615	633-3878	千代5丁目13-1	2時間	9:00～17:00
	221	松月保育園	170	441-4570	441-4570	住吉4丁目16-7	1時間	9:00～17:00
	222	花ぞの保育園	90	271-3981	271-2080	御供所町12-12	1時間	8:30～16:30
	223	光應寺保育園	230	441-9715	441-9718	美野島2丁目6-31	2時間	9:00～17:00
	224	ナーランダ保育園	70	281-5582	281-5962	須崎町13-5	一	8:30～16:30
	225	光の園保育園	180	582-6633	582-7994	光丘町2丁目1-30	1時間	8:30～16:30
	226	堅粕保育園	120	411-2298	411-2563	堅粕3丁目16-10	1時間	8:30～16:30
	227	吉塚カトリック保育園	180	621-3928	621-3929	吉塚5丁目17-42	1時間	8:30～16:30
	228	月隈保育園	200	504-1519	504-1829	立花寺2丁目8-10	1時間	9:00～17:00
	229	わかば保育園	170	582-9235	582-7611	板付3丁目15-2	2時間	8:30～16:30
	230	みなと保育園	70	291-5988	291-5990	大博町7-6	1時間	8:30～16:30
	231	南福岡保育園	150	582-5730	582-5732	寿町3丁目3-1	2時間	8:30～16:30
	232	星の子保育園	160	504-2615	503-5934	月隈3丁目39-3	1時間	9:00～17:00
	233	雑餉隈保育園	200	582-9167	574-0700	麦野6丁目20-8	1時間	8:30～16:30
	234	光薰寺保育園	140	411-0600	411-0608	山王1丁目11-11	1時間	8:30～16:30
	235	五十川保育園	289	585-8501	572-2311	諸岡3丁目22-7	2時間	9:00～17:00
	282	第二五十川保育園分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	292-3983	292-3985	那珂3丁目8-9	1時間	9:00～17:00
	299	つくし保育園	290	571-2572	571-2573	板付7丁目3-16	2時間	8:30～16:30
	237	どろんこ保育園	110	271-3343	271-3463	住吉1丁目2-50	4時間	9:00～17:00
	238	第2どろんこ夜間保育園	55	271-3343	271-3463	住吉1丁目2-50	前後各4時間	11:00～19:00
	239	福岡リズム保育園	150	622-6727	611-6520	吉塚7丁目12-35	1時間	8:30～16:30
	240	月のうさぎ保育園	70	433-6680	433-6681	竹下2丁目1-8	1時間	8:30～16:30
	241	板付保育園	210	581-1282	581-1382	諸岡5丁目13-11	1時間	8:30～16:30
	259	第2板付保育園	60	585-2235	585-2236	諸岡6丁目9-20	1時間	8:30～16:30
	242	東住吉保育園	130	431-1201	431-1234	博多駅南2丁目7-36	2時間	8:30～16:30
	243	隅田保育園	160	582-1520	586-9860	西月隈5丁目19-15	2時間	9:00～17:00
	244	東清水保育園	110	611-7861	611-7862	吉塚4丁目7-31	1時間	8:00～16:00
	246	しあわせな木保育園	30	483-4353	483-4653	竹下1丁目15-40-103	1時間	8:30～16:30
	247	大井保育園	140	621-3057	621-3059	大井2丁目7-12	2時間	8:30～16:30
	248	恵愛ソレイユ保育園	90	433-8817	433-8837	比恵町14-11	1時間	8:30～16:30
	249	わかる保育園	150	473-8615	292-6386	東那珂3丁目6-60	1時間	8:30～16:30
	251	たんすい保育園	110	575-6005	575-6006	諸岡1丁目19-5	1時間	8:30～16:30
	252	アスク東比恵保育園	70	477-2663	292-8938	東比恵3丁目3-25	2時間	9:00～17:00
	253	福岡比恵町雲母保育園	60	477-3511	477-3512	比恵町17-14	2時間	8:30～16:30
	254	中比恵ソレイユガーデン保育園	90	260-8655	260-8675	博多駅東2丁目12-34	2時間	8:30～16:30
	255	アスク竹下保育園	60	432-8188	710-6845	那珂1丁目25-18	2時間	9:00～17:00
	257	アートチャイルドケア博多山王保育園	80	409-6102	409-6111	山王2丁目7-25	2時間	8:00～16:00
	258	博多とみひろ保育園	180	558-1066	558-1067	麦野5丁目12-7	2時間	8:30～16:30
	260	はかた愛育保育園	120	409-4771	409-4773	博多駅南3丁目7-13	2時間	8:30～16:30
	261	ブライト保育園 福岡東比恵	60	475-1200	475-1201	東比恵2丁目12-39	2時間	8:30～16:30
	262	三筑どろんこ保育園	120	558-3301	558-3302	三筑2丁目11-35	2時間	8:30～16:30
	245	清水保育園	170	651-2165	292-5165	堅粕1丁目28-48	2時間	9:00～17:00
	281	清水博多駅東保育園 (清水保育園分園)	60	292-1114	292-1132	博多駅東1丁目8-1	1時間	9:00～17:00
	256	博多ピノキオこども園	95	433-1123	433-1124	上牟田1丁目7-11	2時間	9:00～17:00

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



## 【中央区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
私立保育園	121	早緑子供の園	90	761-3408	739-5988	鳥飼1丁目6-5	1時間	7:45 ~ 15:45
	122	平尾保育園	150	531-4754	531-4834	薬院4丁目13-32	1時間	8:30 ~ 16:30
	123	新星保育園	150	524-3155	524-5245	白金2丁目15-31	1時間	8:30 ~ 16:30
	124	大日保育園	160	741-0975	751-1056	荒戸3丁目4-70	1時間	8:30 ~ 16:30
	125	くるみ保育園	150	531-4022	531-9650	輝国1丁目11-24	1時間	9:00 ~ 17:00
	126	中村学園大学付属大濠保育園	165	751-7525	751-7526	六本松1丁目2-19	1時間	8:30 ~ 16:30
	199	中央保育園(昼間部)	200	771-6010	711-0014	今泉1丁目13-15	3時間	9:00 ~ 17:00
	140	中央保育園(夜間部)	30				2時間	11:00 ~ 19:00
	128	あけぼの保育園	170	751-0162	751-0236	伊崎14-1	1時間	8:30 ~ 16:30
	129	城北保育園	100	751-3607	751-3619	大手門2丁目2-6	1時間	8:30 ~ 16:30
	131	白鳩保育園	140	712-1671	712-1672	梅光園1丁目2-21	1時間	8:30 ~ 16:30
	132	福浜保育園	140	771-7400	771-7455	福浜1丁目1-5	1時間	8:30 ~ 16:30
	133	のぞみ保育園	120	524-2360	524-2362	薬院3丁目12-35	2時間	8:30 ~ 16:30
	134	野ばら保育園	175	522-2424	523-5020	小笹1丁目15-24	1時間	8:30 ~ 16:30
	136	大手門保育園	70	715-8816	715-8820	大手門2丁目5-15	1時間	8:30 ~ 16:30
	137	桜坂保育園	90	751-1515	751-1545	警固3丁目6-45	1時間	8:30 ~ 16:30
	141	森のおうち保育園	60	791-5654	791-5689	小笹3丁目13-6	1時間	8:30 ~ 16:30
	143	クレシュ六本松	90	716-7080	716-7081	草香江2丁目15-5	1時間	8:30 ~ 16:30
	144	アイグラン保育園大宮	110	406-8287	406-8288	大宮1丁目5-15	2時間	9:00 ~ 17:00
	145	ほっぺるランド六本松	80	791-1686	791-1687	谷1丁目13-2	2時間	8:30 ~ 16:30
	146	平和ちとせ保育園	120	531-3866	531-3867	平和5丁目13-3	2時間	8:30 ~ 16:30
	147	アートチャイルドケア鳥飼南当仁保育園	60	707-3981	707-3982	鳥飼2丁目6-10	2時間	8:00 ~ 16:00
	149	天神ちとせ保育園	100	707-2175	707-2176	舞鶴1丁目4-7 UR舞鶴103	2時間	8:30 ~ 16:30
	150	まいづるちとせ保育園	90	707-1013	707-1014	舞鶴1丁目4-7 UR舞鶴58-1	1時間	8:30 ~ 16:30
	151	しゅんよう保育園	80	717-2525	717-8181	港2丁目18-1	2時間	8:30 ~ 16:30
	152	赤坂けやき通り保育園	75	981-1708	984-3170	赤坂3丁目10-4	2時間	9:00 ~ 17:00
	153	笹丘セレーナ保育園	80	406-7172	406-7162	笹丘2丁目18-1	2時間	8:30 ~ 16:30
	154	リトルワールドあゆみ保育園	90	707-2205	707-2204	梅光園3丁目3-8	2時間	9:00 ~ 17:00
	155	笹丘くすくすの木保育園	60	407-6651	407-6652	笹丘1丁目35-18	2時間	9:00 ~ 17:00
	156	あーす保育園 平尾	80	791-3288	791-3289	平尾3丁目7-26	2時間	8:30 ~ 16:30
	135	舞鶴保育園	150	771-7884	771-7663	長浜1丁目2-15	2時間	9:00 ~ 17:00
	138	笹丘コスモス保育園	140	738-4111	—	笹丘3丁目2-1	1時間	8:00 ~ 16:00
	148	サンタランド	110	707-2733	707-2734	地行3丁目26-55	2時間	9:00 ~ 17:00
	202101	汀幼稚園【2歳児クラスから受入】	35	761-0470	761-0470	荒戸2丁目5-11	1時間	8:45 ~ 16:45

## 【城南区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
私立保育園	621	慈光保育園	120	871-2111	864-3614	片江2丁目24-14	1時間	8:30 ~ 16:30
	622	白百合保育園	270	821-0280	821-0302	別府6丁目2-45	1時間	9:00 ~ 17:00
	623	荒江保育園	260	831-2655	843-9403	別府3丁目2-18	1時間	8:30 ~ 16:30
	624	すみれ保育園	150	831-0729	831-0732	飯倉1丁目10-18	1時間	8:30 ~ 16:30
	625	田島保育園	180	822-4568	822-4795	田島2丁目28-10	1時間	8:00 ~ 16:00
	627	長尾保育園	140	551-1557	551-1595	長尾3丁目10-2	1時間	8:30 ~ 16:30
	628	芙蓉保育園	160	801-2480	801-2497	茶山4丁目15-18	1時間	8:30 ~ 16:30
	629	若草保育園	160	851-5345	851-5345	茶山6丁目1-32	1時間	8:00 ~ 16:00
	631	若竹保育園	160	863-3165	863-3167	堤1丁目13-33	1時間	8:30 ~ 16:30
	632	信明保育園	150	863-3366	863-8936	七隈8丁目15-12	2時間	9:00 ~ 17:00
	633	きりん保育園	130	864-7181	864-7211	友丘4丁目1-15	1時間	8:30 ~ 16:30
	634	福岡ゆなの木保育園	90	871-4220	871-4221	長尾5丁目10-6	1時間	8:30 ~ 16:30
	635	あさひ保育園	80	874-2388	874-2378	梅林4丁目5-27	1時間	8:30 ~ 16:30
	637	ニチイキッズ下長尾保育園	60	873-2215	873-2216	長尾4丁目22-14	2時間	9:00 ~ 17:00
	639	あーす保育園 東油山	90	400-1951	400-1952	東油山1丁目10-74	2時間	8:30 ~ 16:30
	626	仁愛保育園	310	871-4402	871-4488	樋井川1丁目4-18	2時間	8:30 ~ 16:30
	630	さくら保育園	150	863-7363	863-7370	神松寺3丁目5-1	1時間	9:00 ~ 17:00
	636	ひかりの森こども園	100	872-1010	872-1011	七隈7丁目31-9	2時間	8:00 ~ 16:00
	638	南片江こども園	105	407-1885	407-1775	南片江6丁目11-7	2時間	8:30 ~ 16:30

## 【南区】

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
私立保育園	521	花畠保育園	120	566-3674	566-3785	屋形原4丁目26-16	1時間	8:30~16:30
	522	井尻保育園	260	581-6371	581-6418	井尻5丁目23-1	1時間	8:30~16:30
	523	正法寺保育園	80	501-2615	581-0797	横手3丁目20-5	一	8:00~16:00
	524	恵美保育園	170	551-2548	554-6530	大橋2丁目23-20	1時間	8:30~16:30
	525	筑紫ヶ丘保育園	160	541-1004	541-1009	野間1丁目20-22	1時間	8:30~16:30
	526	玉川保育園	130	541-7007	541-7015	向野1丁目7-23	1時間	9:00~17:00
	528	ひかり保育園	50	542-6036	542-6048	向野1丁目16-5	一	8:30~16:30
	527	みやけ保育園	230	565-6455	565-6739	向新町2丁目16-1	1時間	9:00~17:00
	528	弥永保育園	90	571-0337	571-0523	弥永団地31-1	1時間	8:00~16:00
	529	ひかり保育園 ひかり保育園分園ひかりのこ保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	170	521-6449	521-7120	大楠3丁目25-27	1時間	8:30~16:30
	530	長住保育園	20	526-8418	526-8418	大楠1丁目35-19	一	8:30~16:30
	531	やまびこ保育園	260	511-8711	511-8723	西長住2丁目2-11	1時間	8:30~16:30
	532	あすなろ保育園	200	512-4301	512-4390	清水3丁目5-6	1時間	8:30~16:30
	533	いずみ保育園	180	582-4040	582-4042	弥永2丁目13-3	1時間	8:30~16:30
	534	いづみ保育園分園ほほえみ保育園	200	512-0077	512-0138	柳河内2丁目6-96	1時間	8:30~16:30
	535	えんぜる保育園	20	566-7836	566-7852	屋形原2丁目23-1	一	8:30~16:30
	536	屋形原保育園	240	561-1116	551-6766	三宅2丁目33-24	2時間	8:30~16:30
	537	柳瀬保育園	150	574-0838	574-3266	花畠1丁目7-13	1時間	8:00~16:00
	538	みやたけ保育園	190	572-4585	572-4586	高木2丁目16-5	1時間	8:30~16:30
	539	わかひさ保育園	150	552-1177	552-1197	若久3丁目46-11	1時間	8:30~16:30
	540	デュランタ保育園	140	551-7700	551-5200	柳瀬1丁目16-5	1時間	9:00~17:00
	541	こばと保育園	150	565-2847	565-2983	高木2丁目46-11	1時間	8:30~16:30
	542	花畠ナーサリー	20	566-7788	566-9388	花畠2丁目46-11	1時間	9:00~17:00
	543	しあわせの星保育園	190	565-5110	565-5313	老司5丁目2-6	1時間	9:00~17:00
	544	野間ナーサリー	170	565-5057	541-5004	野間4丁目19-21	1時間	8:30~16:30
	545	こどもの園純真	60	553-5593	553-5594	南大橋1丁目5-13	1時間	8:00~16:00
	546	しおばる保育園	150	554-1188	554-1288	塩原3丁目26-19	1時間	8:30~16:30
	547	のため保育園	120	408-4090	408-4091	野多目2丁目16-35	1時間	8:30~16:30
	548	高宮くすくすの丘保育園	130	406-2764	406-2693	高宮4丁目19-35	1時間	8:30~16:30
	549	塩原天星丸保育園	110	552-8089	552-8090	塩原1丁目23-13	2時間	9:00~17:00
	550	こひつじ保育園	65	555-7951	555-7952	塩原2丁目41-9	1時間	8:00~16:00
	551	みらい保育園	90	408-1285	408-1286	筑紫丘2丁目12-1	1時間	8:30~16:30
	552	サンタリーベ保育園	60	710-2730	710-2732	野間4丁目4-16	2時間	9:00~17:00
	553	アイグラン保育園大橋	100	710-2150	710-2151	向野2丁目11-5	2時間	8:30~16:30
	554	プライト保育園福岡高宮	60	554-2727	554-2728	清水1丁目19-7	2時間	9:00~17:00
	555	大池けいあい保育園	80	408-4087	408-4077	大池1丁目18-26	2時間	8:30~16:30
	556	こひつじの森保育園	90	710-1151	710-1152	大池1丁目18-26	1時間	8:30~16:30
	557	横手つばさ保育園	116	586-7081	586-7082	向野2丁目11-5	2時間	8:30~16:30
	558	こどもの森保育園 こもれびテラス的場	90	586-7787	510-7132	的場2丁目19-15	2時間	8:30~16:30
	559	まことながずみ保育園	60	554-2727	554-2728	的場2丁目19-15	2時間	8:30~16:30
	560	いちざきみんなの家	90	403-0306	403-0307	長住7丁目7-26	2時間	9:00~17:00
	561	寺塚コスモス保育園	90	406-8215	406-8216	市崎1丁目15-11	2時間	8:00~16:00
	562	マリア幼稚園	70	552-1833	—	寺塚1丁目21-20	1時間	8:30~16:30
	563	花畠ガーデン保育園	90	565-9887	565-9888	老司5丁目28-2	1時間	9:00~17:00
	564	寺塚コスモス保育園大池小学校内分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	554-3131	—	大池1丁目6-16	一	8:00~16:00
	565	リアンかしはら保育園	80	564-3770	564-3771	柏原6丁目2-6	2時間	9:00~17:00
	566	中尾ガーデン保育園	90	985-7387	985-7388	中尾1丁目6-16	2時間	9:00~17:00
	567	大橋コスモス保育園	75	561-8772	—	大橋2丁目10-10	2時間	8:00~16:00
私立認定こども園								

## 【早良区】

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
保 育 所	701	田隈保育所	100	871-3814	871-3815	野芥2丁目6-12	2時間	9:00~17:00
	705	南庄保育所	100	843-3465	707-5225	小田部1丁目30-5	1時間	9:00~17:00
	721	あおば保育園	180	863-2503	863-2512	有田6丁目27-12	1時間	8:30~16:30
	722	西新保育園	270	821-7969	821-4209	曙1丁目3-26	1時間	8:30~16:30
	723	ふたば保育園	160	831-2969	845-9707	百道3丁目10-58	1時間	8:30~16:30
	724	高取保育園	225	831-4162	831-4168	昭代2丁目10-12	1時間	8:30~16:30
	725	第二高取保育園	170	821-1853	821-1892	祖原15-1	1時間	8:30~16:30
	727	野芥保育園	190	871-2030	865-0559	野芥7丁目4-17	1時間	8:30~16:30
	728	若杉保育園	160	861-0470	834-8085	千隈5丁目23-27	1時間	8:30~16:30
	730	星の原団地保育園	200	801-5188	801-5231	星の原団地90-15	1時間	8:30~16:30
私 立 保 育 園	731	こぐま保育園	170	861-4111	861-4180	田隈1丁目23-43	1時間	8:30~16:30
	781	こぐま保育園有住小学校内分園	20	831-5637	831-5639	有田7丁目17-1	一	8:30~16:30
	782	こぐま保育園賀茂小学校内分園	20	873-0620	873-0620	賀茂1丁目31-1	一	8:30~16:30
	733	しかた保育園	170	811-3808	811-3818	四箇田団地554・585-1	1時間	8:30~16:30
	734	みどり保育園	120	851-0787	851-7222	原6丁目4-15	1時間	9:00~17:00
	735	さわら保育園	120	804-1414	804-7676	早良1丁目5-61	1時間	8:30~16:30
	736	豊庄保育園	100	843-5551	843-9396	南庄2丁目26-13	1時間	8:30~16:30
	737	信和保育園	180	863-4566	873-2408	田村4丁目17-3	1時間	8:30~16:30
	738	原西保育園	160	822-1567	843-9398	小田部3丁目24-15	1時間	8:30~16:30
	739	ひばり保育園	70	804-5010	804-5024	内野5丁目11-43	1時間	8:30~16:30
私 立 認 定 こ ど も 園	740	ナーサリーライムスクール	60	801-4302	801-4195	田村6丁目21-7	1時間	8:30~16:30
	741	むろづみ保育園	120	831-8555	831-8102	室住団地48-1	1時間	8:30~16:30
	742	にこにこ保育園	60	403-8555	403-8554	野芥8丁目33-25	1時間	9:00~17:00
	744	いるべ保育園	130	804-2600	804-2608	東入部2丁目11-20	1時間	8:00~16:00
	745	内野保育園	140	804-2935	804-8050	内野8丁目6-27	2時間	8:30~16:30
	746	なごみナーサリー	90	866-3130	864-3660	田村1丁目11-3	1時間	8:30~16:30
	747	くまのこ保育園	80	874-3050	874-3055	次郎丸4丁目8-12	1時間	8:30~16:30
	748	みんなの劇場保育園	60	407-8261	407-8262	飯倉4丁目8-23	1時間	8:45~16:45
	703	脇山保育園	110	804-4000	804-4700	脇山1266-10	2時間	9:00~17:00
	749	ほっぺるランド南庄	90	407-4580	407-4590	南庄1丁目22-21	2時間	8:00~16:00
私 立 認 定 こ ど も 園	751	ここ葉保育園	80	821-0558	821-0557	百道浜4丁目14-1	1時間	8:30~16:30
	753	原中央保育園	80	822-5057	822-5059	荒江3丁目19-7	2時間	8:30~16:30
	754	栄光保育園	90	865-6068	865-6070	有田3丁目4-37	1時間	9:00~17:00
	756	ニチイキッズ次郎丸保育園	60	866-8021	866-8023	次郎丸5丁目1-24	2時間	9:00~17:00
	726	ゆりか認定こども園	230	851-9863	851-9865	原4丁目15-1	1時間	8:30~16:30
	783	ゆりか認定こども園大原小学校内分園 【0歳児・1歳児のみ受入】	20	407-5300	407-5300	原3丁目8-10	一	8:30~16:30
	729	エミールこども園	255	801-1911	801-1944	有田8丁目14-22	1時間	9:00~17:00
	732	野芥ガーデン保育園	60	834-2470	834-2471	野芥1丁目16-31	1時間	8:30~16:30
	743	アン・シャーリーこども園	150	866-2257	866-2327	有田5丁目1-11	1時間	9:00~17:00
	752	飯原保育園	120	874-7522	874-7533	原7丁目23-17	1時間	8:30~16:30
私 立 認 定 こ ど も 園	755	ひなたの風	60	834-3775	834-3776	城西3丁目13-10	2時間	9:00~17:00
	757	室見ガーデン保育園	90	983-6401	982-4097	小田部7丁目16-14	2時間	8:30~16:30
	758	有住コスマス保育園	60	823-6600	—	有田7丁目18-8	2時間	8:00~16:00



【西区】

区分	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	延長保育	保育短時間
保育立所	801	姪浜保育所	160	881-0322	707-5135	内浜1丁目5-8	2時間	9:00～17:00
	－	小呂保育所	30	809-2965	809-2965	大字小呂島字神の下61-1	－	－
	822	今津保育園	90	806-7050	834-2058	今津4807-8-1	1時間	9:00～17:00
	824	千里保育園	210	806-5770	806-5772	大字千里345-1	1時間	9:00～17:00
	825	北崎保育園	60	809-2129	809-1445	大字宮浦2065-1	1時間	8:30～16:30
	826	ひなぎく保育園	130	881-2719	881-2789	拾六町団地2-2	1時間	8:30～16:30
	827	内浜保育園	260	881-3037	894-2992	小戸4丁目13-10	1時間	8:30～16:30
	881	内浜保育園分園花のおさなご 【0歳児・1歳児のみ受入】	30	834-5171	834-5172	姪の浜4丁目7-9	1時間	8:30～16:30
	828	能古保育園	30	881-3015	881-4111	能古657-32	1時間	8:30～16:30
	829	今宿保育園	140	806-2600	806-9842	横浜1丁目2-3	1時間	9:00～17:00
	830	西浦保育園	50	809-2494	809-2495	大字西浦640-11	－	9:00～17:00
	832	第2ひまわり保育園	150	891-5040	891-5042	生の松原2丁目12-6	1時間	9:00～17:00
	833	めぐみ保育園	140	811-5249	811-5241	壱岐団地60-4	1時間	8:30～16:30
	835	野方保育園	100	811-6315	811-6319	野方2丁目15-27	1時間	8:30～16:30
	836	木の実保育園	190	807-0123	807-0317	今宿東3丁目25-7	1時間	8:30～16:30
	837	和光保育園	160	881-4858	881-2091	上山門1丁目22-1	1時間	8:30～16:30
	838	福重保育園	70	881-4866	892-4050	福重4丁目1-22	1時間	8:30～16:30
私立保育園	839	玄界島保育園	20	809-1377	809-1381	大字玄界島1262	－	8:30～16:30
	840	こじか保育園	140	807-8308	807-9089	田尻1丁目7-21	1時間	9:00～17:00
	841	しもやまと保育園	120	885-4611	882-6741	下山門3丁目10-1	1時間	8:30～16:30
	842	中村学園大学付属おひさま保育園	120	894-3456	894-3457	姪浜駅南2丁目31-6	1時間	8:30～16:30
	843	あたごはま保育園	140	894-1777	894-1750	姪の浜2丁目28-28	1時間	8:30～16:30
	845	あゆみらい保育園	140	881-2010	881-2011	拾六町1丁目20-1	1時間	8:30～16:30
	846	福岡舞鶴誠和第Ⅰ保育園	130	806-0415	806-0843	横浜3丁目8-1	1時間	8:30～16:30
	866	福岡舞鶴誠和第Ⅱ保育園	90	805-1717	805-1800	北原2丁目33-12	1時間	8:30～16:30
	848	城の原保育園	120	881-8308	881-8308	上山門3丁目6-58	2時間	9:00～17:00
	851	かぼちゃ畠保育園	80	883-1733	834-8874	石丸3丁目24-1	1時間	8:30～16:30
	852	すみわたる保育園	130	891-6655	891-6677	内浜2丁目9-26	1時間	8:30～16:30
	854	西都保育園	90	834-5927	807-0376	大字女原414-1	1時間	9:00～17:00
	856	にじのはな保育園	70	834-5622	834-5722	田尻東1丁目10-13	1時間	9:00～17:00
	858	姪北ちとせ保育園	90	883-0001	883-0004	姪の浜3丁目11-42	2時間	8:30～16:30
	859	いとばっこ保育園	50	802-0704	802-0730	徳永北1-52	2時間	8:30～16:30
	861	りんごの花保育園	60	707-7158	707-7159	福重1丁目2-6	2時間	8:30～16:30
	862	さいとみんなの家	60	707-6380	707-6381	西都2丁目13-8	2時間	9:00～17:00
	863	たんぽぽ保育園	90	834-9244	883-8550	福重5丁目10-6	1時間	8:30～16:30
	864	大塚第一保育園	130	807-3835	807-3836	今宿町376-1	2時間	8:30～16:30
	865	大塚第二保育園	130	807-3915	807-3916	今宿町376-1	2時間	8:30～16:30
	867	アートチャイルドケア福岡今宿保育園	60	834-8255	834-8256	今宿東1丁目30-43	2時間	8:00～16:00
	868	アイグラン保育園姪浜	100	407-5525	407-5526	愛宕南2丁目13-17	2時間	9:00～17:00
	869	ひなたぼっこ保育園	100	400-5822	707-6300	周船寺1丁目18-42	2時間	9:00～17:00
	870	愛宕けいあい保育園	80	892-8925	892-8927	愛宕4丁目2-28	2時間	8:30～16:30
	871	地球の子ゆたか保育園	90	407-1588	407-1575	大字徳永360-3	2時間	9:00～17:00
	872	元岡きらきら保育園	105	805-6767	805-6768	学園通2丁目2063-1	2時間	8:30～16:30
	873	まぶね保育園	70	807-1379	807-6544	北原2丁目39-34	2時間	8:30～16:30
私立認定こども園	821	観音寺保育園	140	881-2210	881-4440	愛宕2丁目19-2	1時間	8:30～16:30
	882	観音寺保育園愛宕浜小学校内分園	20	894-3667	894-3668	愛宕浜4丁目42-1	1時間	8:30～16:30
	823	太郎保育園	230	806-2821	806-2874	太郎丸2丁目7-3	1時間	9:00～17:00
	831	ひまわり保育園	150	881-7324	882-5078	下山門団地7-2	1時間	9:00～17:00
	834	成徳保育園	270	891-7908	883-2501	大町団地1135-6	1時間	8:30～16:30
	844	飯盛保育園	200	811-1309	811-1755	飯盛534	2時間	8:30～16:30
	847	いき保育園	140	811-1258	811-1272	戸切2丁目13-9	1時間	9:00～17:00
	849	周船寺もみじの森こども園	90	805-5511	805-5512	大字飯氏868-1	1時間	8:30～16:30
	850	ゆめの森こども園	90	812-0861	812-0862	橋本2丁目25-19	2時間	8:00～16:00
	853	いと菜の花保育園	120	802-0101	－	女原北8-5	1時間	7:30～15:30
	855	伊都コスモス保育園	120	805-5671	－	西都2丁目20-10	2時間	8:00～16:00
	857	姪浜もみじの森こども園	110	891-5661	891-5662	愛宕南2丁目3-6	1時間	8:30～16:30
	860	ひかりと風とサクランボ	90	805-7100	805-7101	今宿町205	1時間	8:30～16:30

# 12 福岡市地域型保育事業所一

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



地域型保育の対象児童は、市内に住む生後3か月～2歳で、保護者の就労等により保育が必要と市が認める児童です。

## ○ 小規模保育事業所

市の認可を受けた事業所が、比較的小規模な環境で、6人～19人の保育を行います。

【保育に従事する者の基準】

小規模A（小A）：すべて保育士（ただし、1人に限り保健師又は看護師を保育士とみなす場合があります）。

小規模B（小B）：保育士及び市が行う研修の修了者（ただし、1人に限り保健師又は看護師を保育士とみなす場合があります）。

小規模C（小C）：すべて市が行う研修の修了者。

## ○ 家庭的保育事業所

市の認可を受けた事業所が、家庭的な環境の中で5人までの保育を行います。

【保育に従事する者の基準】保育士及び市が行う研修の修了者。

## ○ 事業所内保育事業所

市の認可を受けた事業者が事業所内の施設等により、従業員の子どもと一般の子どもと一緒に保育します。

【保育に従事する者の基準】保育士及び市が行う研修の修了者。

## ○ 居宅訪問型保育事業所

子どもの自宅で保育を行います。

※高度な医療的ケアが必要などの理由で、保育所の利用が難しい子どもが対象

【保育に従事する者の基準】市が行う研修の修了者。

### 【東区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231301	光和小規模保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	606-5505	606-5505	和白東2丁目5-17	光和保育園	—	8:30～16:30
小A	231304	ファミリー子育てステーション箱崎	19	651-7710	651-7710	箱崎1丁目36-36	松翠保育園	—	8:45～16:45
小A	231305	はこざき小規模保育園	19	624-0337	624-0337	筥松2丁目21-17	東はこざき保育園 はこざき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231307	和白東小さな保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	18	606-5501	606-5501	和白東5丁目5-18	高美台保育園	—	9:00～17:00
小A	231302	やまのみタウン 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	672-1022	672-1066	唐原5丁目10-18	やまのみ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231303	信愛にじいろ保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	674-2416	674-2417	名島2丁目2-22	信愛保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231306	あかつき小規模保育園	19	674-1152	682-1132	若宮1丁目3-13	あかつき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231308	やまのみカントリー	19	672-1022	672-1066	唐原5丁目10-24	やまのみ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231309	太陽なごみ保育園	19	681-7874	681-7881	香椎駅東4丁目25-4	太陽保育園 太陽みかづき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231310	てりは子どもの家	19	984-3071	984-3071	香椎照葉3丁目2-2	ふたば幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231311	ほっぺるランド名島	12	692-1791	692-1792	名島3丁目27-4	博多中央幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	232301	あかりのこ保育園	19	632-8882	631-2619	馬出1丁目10-2	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231312	ICメディカルコスモス保育園	18	665-7811	—	香椎照葉3丁目4-5-3F	第2アイランドシティコスモス保育園	1時間	8:00～16:00
小A	233303	箱崎eキッズナーサリー	10	231-8391	231-8391	箱崎3丁目3-8	博多幼稚園	—	9:00～17:00
小A	231313	からふる千早保育園	19	410-5947	405-7712	千早5丁目13-8	からふる福岡東保育園	2時間	9:00～17:00
小A	231314	キッズ・キッズ保育園 香椎	19	692-7767	692-7767	香椎駅前1丁目18-45	博多中央幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231315	エンジェルアイ保育園	19	643-6143	643-6196	箱崎3丁目2-23	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231316	香椎にじいろのたね保育園	19	577-4776	577-4776	香椎駅前2丁目4-11	博多幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231318	やまのみガーデン	19	661-1424	661-1426	松崎3丁目14-24	やまのみ松崎保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231319	からふる千早2号保育園	19	710-8747	710-8748	千早5丁目13-8	からふる福岡東保育園	2時間	9:00～17:00
小A	231320	箱崎駅前eキッズナーサリー	14	231-0648	231-0648	箱崎1丁目7-38	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231321	あかりのこ香住ヶ丘園	19	410-3322	410-3321	香住ヶ丘6丁目1-2	博多南幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231322	ちいさないくみ保育園	19	674-1933	674-1930	名島4丁目54-28	名島保育園 香椎照葉幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231323	箱崎駅前東eキッズナーサリー	19	710-5473	710-5473	筥松2丁目19-10	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	233302	ファミリー子育てステーション馬出	15	631-3050	631-3050	馬出2丁目22-23	松翠保育園	—	8:45～16:45
小C	233301	クローバー（★）	10	682-2366	682-2366	千早6丁目2 15棟12号	御幸保育園	朝/夕30分	9:00～17:00
家庭的	241301	てんとうむし（★）	5	672-6499	672-6499	水谷1丁目24-3 1棟14号	御幸保育園	朝/夕30分	9:00～17:00

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・幼稚園です。

※ 施設名に「（★）」がついている事業所は、保育短時間のみのご利用となります。

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



## 【博多区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231202	第2隅田保育園 【0歳児・1歳児のみ受	17	582-0003	586-9860	西月隈6丁目2-8	隅田保育園	—	9:00～17:00
小A	231201	さくらんぼルーム	18	483-2221	483-2221	博多駅南3丁目3-25	東住吉保育園	—	8:30～16:30
小A	231207	リトルワールド吉塚本町保育園	19	629-5255	629-5255	吉塚本町2-14-1	あかし幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231206	福岡たいせい保育園	19	409-9449	409-9449	吉塚本町2-23	サルナート幼稚園	—	9:00～17:00
小A	231203	ほっぺるランド竹下	19	292-1813	292-1816	竹下4丁目6-14	筑紫丘幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231204	ほっぺるランド博多駅前	19	409-4834	409-4837	博多駅前2丁目20-15	サルナート幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	232201	キッズ・キッズ保育園 博多	19	473-8055	260-9558	博多駅前2丁目12-3	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231208	ここみ山王保育園	19	451-3004	451-3004	博多駅南4丁目9-32	サルナート幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231209	ほっぺるランド住吉	12	260-9828	260-9829	住吉5丁目5-12-2F	筑紫丘幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231210	博多eキッズナーサリー	19	710-7946	710-7946	千代4丁目28-8	博多幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231211	あかりのこ堅粕園	19	292-2228	292-2280	堅粕3丁目19-7	東福岡幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231212	ナツツ保育園	15	260-1788	260-1788	博多駅前4丁目27-13-1	あかつき保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231213	博多りんりん保育園	19	710-6788	710-6789	博多駅東2丁目13-23	福岡音楽学院附属幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231214	空港前保育園	18	629-8322	710-6766	空港前4丁目17-15	大井保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231215	第2雑餉隈保育園	19	707-8719	707-8719	麦野6丁目10-4	雑餉隈保育園	—	8:30～16:30
小A	231216	博多ほしにねがいを保育園	18	472-2233	472-2234	上牟田2丁目6-7	博多ビノキオこども園	1時間	9:00～17:00
小A	231217	つくしんぼのいえ	19	980-4970	980-4971	板付2丁目1-14	つくし保育園 第2つくし保育園	1時間	8:30～16:30
小C	233202	キッズルーム竹下(★)	9	474-5800	474-5800	那珂1丁目45-22	五十川保育園	朝/夕30分	9:00～17:00
小C	233203	キッズルーム那珂中央(★)	9	473-7677	473-7677	那珂2丁目15-2-102	五十川保育園	朝/夕30分	9:00～17:00
小C	233201	キッズルーム那珂(★)	9	483-0558	483-0558	那珂2丁目15-2-105	五十川保育園	朝/夕30分	9:00～17:00
事業所内	261201	けいあい保育園	12	631-2255	631-1009	千代1丁目1-55	光薫寺保育園	1時間	9:00～17:00
事業所内	261202	けんちょう保育園	5	402-1502	402-1504	東公園7-7 福岡県庁行政南棟1階	清水保育園	1時間	9:00～17:00

## 【中央区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231103	ニチイキッズ天神保育園	19	738-8122	738-8123	天神3丁目10-11	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231102	ほっぺるランド赤坂	19	406-5632	406-5638	赤坂1丁目11-18	円龍幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231104	ほっぺるランド舞鶴	12	753-9822	753-9825	舞鶴1丁目4-30	筑紫丘幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231105	ほっぺるランド大名	12	406-2628	406-2638	大名1丁目3-11	円龍幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231106	あーす保育園 警固	12	406-9259	406-9261	警固1丁目6-56-2F	あーす保育園平尾	1時間	8:30～16:30
小A	231107	福岡ゆうゆう保育園	19	731-0055	731-0055	警固2丁目13-17	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231109	あーす保育園 六本松	19	715-2666	715-2666	六本松2丁目12-25	大原幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231110	白金こども園	19	982-3361	982-3361	白金2丁目3-14	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231111	とっと保育園	19	406-8728	406-8729	清川3丁目16-19	福岡音楽学院附属幼稚園 ゆきぞの幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231112	ひなたぼっこ天神北園	19	707-2820	707-2825	天神5丁目7-1-2F	茶山幼稚園	2時間	9:00～17:00
小A	231113	とっと保育園Ⅱ	19	707-0711	707-0712	清川3丁目16-19	福岡音楽学院附属幼稚園 ゆきぞの幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231114	浄水通くすくすナーサリー	18	791-3190	791-3390	平尾浄水町1-22	高宮くすくすの丘保育園	1時間	9:00～17:00
小A	232101	キッズ・キッズ保育園 天神	15	751-5728	751-5728	渡辺通り4丁目1-36	円龍幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231115	キッズ・キッズ保育園 浄水S	19	791-5395	791-5395	平尾4丁目21-21	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231116	キッズ・キッズ保育園 浄水N	19	791-5394	791-5394	平尾4丁目21-23	小笹幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231117	赤坂すずかけ保育園	18	753-8601	753-8621	赤坂2丁目1-39	ながずみ幼稚園	1時間	8:45～16:45
小A	231118	どんぐりのおうち保育園	15	534-2211	534-2211	小笹3丁目11-10	森のおうち保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231119	桜坂みらい保育園	19	707-3200	707-3201	警固3丁目6-1	あさひ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231120	三幸クローバー保育園	19	707-3955	707-3956	地行1丁目9-10-3F	茶山幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231121	リトルワールド六本松保育園	17	406-3366	406-3366	六本松4丁目3-2	あかし幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231122	唐人町あけぼの保育園	19	771-8818	771-8815	黒門9-14-1F	あけぼの保育園	1時間	8:30～16:30
小A	233102	わらべ	19	531-1900	531-1900	小笹2丁目8-39	野ばら保育園	—	8:30～16:30
事業所内	261102	青陵保育園	5	407-4151	407-4152	六本松4丁目2-3	ほっぺるランド六本松	2時間	9:00～17:00

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・幼稚園です。

※ 施設名に「(★)」がついている事業所は、保育短時間のみのご利用となります。



### 【南区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231502	おおはし子どもの家	10	562-0084	562-0084	大橋1丁目19-16	えんぜる保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231503	すくすく子どもの家	10	562-2525	562-2525	大橋1丁目19-16	えんぜる保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231504	大橋駅前コスモス保育園	18	559-6277	—	大橋1丁目1-11	寺塚コスモス保育園 大橋コスモス保育園	1時間	8:00～16:00
小A	231507	まいむのこ保育園	19	400-6463	555-7869	大橋1丁目8-8	大橋幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231506	リトルワールド高宮保育園	19	406-5688	406-5688	高宮3丁目2-15	大橋幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231505	ここみ福岡保育園	19	512-5666	512-5666	長住1丁目1-57	大橋幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	232501	キッズ・キッズ保育園 長丘	19	542-0006	542-0006	長丘4丁目3-36	小笠幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	232502	若久くりの木保育園	15	511-8800	511-8800	若久1丁目32-16	若久幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231508	ニチイキッズ大橋保育園	19	557-2611	557-2625	向野2丁目3-4	聖心ウルスラ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231509	ひなたぼっこ高宮園	19	408-8858	408-8819	玉川町5-4	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231510	こどもの森保育園 平尾駅前ナーサリー	15	534-5775	534-5755	大楠2丁目19-6	あかし幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231511	若久小規模保育園 ひよこのおにわ	19	542-2005	542-2005	若久4丁目5-6	筑紫丘幼稚園 横手つばさ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231512	こどもの森保育園 清水ナーサリー	19	710-3883	710-3883	清水1丁目24-31	あかし幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231513	純真の丘保育園	19	555-3446	555-3447	筑紫丘1丁目3-1	こどもの園純真	1時間	8:00～16:00
小A	231514	高宮えがお保育園	19	526-1100	526-1101	大楠3丁目19-24	わかひさ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231515	こどもの森保育園 塩原ナーサリー	18	710-1617	—	清水3丁目25-13	かなやま幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231516	こどもの森保育園 大橋駅前ナーサリー	19	408-6886	—	塩原3丁目17-12	かなやま幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231517	るりいの保育園 平尾	19	406-5185	406-5197	大楠2丁目19-20 4F	カトリック聖クララ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231518	あいうえ保育園	18	791-6556	791-6556	大楠3丁目19-27 2F	大橋幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231519	曰佐こひつじ保育園	19	707-9120	707-9121	曰佐4丁目10-1	みやげ保育園 福岡女学院幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231520	EMIナーサリー2	18	710-1193	—	大橋2丁目16	恵美保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231521	ひなたぼっこ柏原園	19	555-3555	555-3556	柏原1丁目19-29	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231522	ゆうあい歩笑夢	19	588-8100	588-8099	曰佐5丁目7-27	大橋幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231523	福岡ベビーガーデン保育園	18	983-6599	983-6599	警弥郷1丁目14-1 1F	花畠ガーデン保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231524	福岡南ベビーガーデン保育園	19	983-6601	983-6601	警弥郷1丁目14-1 1F	中尾ガーデン保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231525	えんぜる子どもの家	19	502-1151	502-1151	折立町5-18 1F	聖心ウルスラ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231526	キッズくれよん長丘	17	555-8411	510-0571	長丘5丁目3-29	大原幼稚園	1時間	9:00～17:00
小B	232503	ウルスラランド	19	557-8102	541-2463	塩原4丁目23-28	聖心ウルスラ幼稚園	—	8:30～16:30
小C	233502	あおぞら子どもの家	10	562-1336	562-1336	和田1丁目22-31-102	えんぜる保育園	2時間	8:30～16:30
小C	233501	なかよし子どもの家	10	511-9668	511-9668	和田1丁目22-31-101	えんぜる保育園	2時間	8:30～16:30
事業所内	261501	ライフ・キッズ	18	408-1124	408-1072	野間3丁目15-1	あすなろ幼稚園	1時間	9:00～17:00

### 【城南区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231601	樋井川さくら保育園	12	862-7362	863-7370	長尾4丁目4-22	さくら保育園	—	9:00～17:00
小A	231603	仁愛乳児保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	19	871-4402	871-4488	樋井川2丁目11-1	仁愛保育園	2時間	8:30～16:30
小A	231602	七隈さくら保育園	12	864-7364	863-7370	七隈3丁目5-1	さくら保育園	—	9:00～17:00
小A	233601	田島けやき保育園	19	833-8276	833-8277	田島2丁目28-26	田島保育園	1時間	8:00～16:00
小A	233602	田島ロータス保育園	12	834-4755	834-4756	田島2丁目29-16	田島保育園	1時間	8:00～16:00
小A	231604	ゆめのみ保育園	17	836-6072	836-6072	南片江4丁目22-3	油山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231605	三幸保育園	19	843-0001	707-6661	鳥飼5丁目2-57	茶山幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231606	アンジュブラン別府駅保育園	19	845-5515	845-5518	別府3丁目1-11	きりん幼稚園	1時間	8:00～16:00
小A	231607	田島さらのき保育園	12	843-5111	843-5123	田島2丁目29-14	田島保育園	1時間	8:00～16:00
小A	231608	茶山うさぎ保育園	19	707-7237	—	別府6丁目14-44	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231609	油山こひつじ保育園	19	400-1922	400-1923	東油山4丁目7-1	こひつじの森保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231610	田島くすくすナーサリー	12	834-4610	834-4615	田島3丁目19-20	笛丘くすくすの木保育園	1時間	9:00～17:00

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・幼稚園です。

この一覧は令和6年5月1日現在の内容です。  
内容が変更となる場合がありますので、  
市のホームページを確認してください。



## 【早良区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231701	幸福保育園	10	834-6091	834-6091	有田3丁目4-37	アン・シャーリーこども園 栄光保育園	1時間	9:00～17:00
小A	231703	エミール子どもの家	18	833-5577	833-5578	有田8丁目3-12	エミールこども園	1時間	9:00～17:00
小A	231702	小田部保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	10	090-2503-3715	843-9398	小田部3丁目18-7	原西保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231704	星のスマイル保育園	15	836-7113	836-7113	有田1丁目33-8	星の原団地保育園	—	8:30～16:30
小A	231705	みどりっこ保育園	17	861-0787	851-7222	飯倉4丁目26-12	みどり保育園	1時間	9:00～17:00
小A	231709	星の木保育園	19	801-2600	801-2681	星の原団地67-1	星の原幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231708	大原保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	18	831-4157	831-5168	原3丁目5-20	大原幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231707	さつき保育園	15	865-5507	865-5508	野芥6丁目61-7	さつき幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231706	さわらサクラ保育園 【1歳児・2歳児のみ受入】	19	811-4950	811-4950	四箇田団地6-1	さわらサクラ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231710	ひなたぼっこ百道浜園	19	407-9226	407-9232	百道浜2丁目3-33-2F	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231711	リトルワールド室見保育園	19	407-9277	407-9277	室見1丁目2-23	あかし幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231712	第二幸福保育園	18	834-6092	834-6092	有田3丁目4-37	アン・シャーリーこども園 栄光保育園	1時間	9:00～17:00
小A	231713	第2小田部保育園	15	080-2748-5553	843-9398	小田部3丁目23-1-3	原西保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231714	西新保育園こすもす	17	821-7971	821-7971	曙1丁目7-26	西新保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231715	藤崎くすくすナーサリー	18	407-2758	407-2702	藤崎1丁目1-13-2F	あかし幼稚園 高取幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231716	ソフィア子どもの家	19	707-7272	707-7273	有田3丁目8-28	エミールこども園	1時間	9:00～17:00
小A	231717	ねいろ保育園	19	407-7475	407-7476	飯倉4丁目6-11	若杉保育園	1時間	8:45～16:45
小A	231718	いずみキッズ保育園	18	832-3550	832-3551	原2丁目4-15	福岡いずみ幼稚園 すみれ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231719	第2さつき保育園 【0歳児・1歳児のみ受入】	12	864-5550	864-5500	西油山154	さつき幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231720	飯倉こころ保育園	19	836-7906	836-7940	飯倉6丁目24-16	あかし幼稚園 飯倉幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231721	そはら保育園	17	831-3685	831-3686	昭代2丁目2-31	高取幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231722	そはらリトル保育園	12	831-3685	831-3686	昭代2丁目2-31	豊庄保育園 高取幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231723	百道ベビーガーデン保育園	19	836-6704	836-6703	百道浜3丁目4-10	室見ガーデン保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231724	どれみ保育園	12	836-7006	836-7016	飯倉4丁目11-15	めぐみ保育園 飯倉幼稚園	1時間	8:45～16:45
小A	231725	ハニーベア保育園	14	836-8213	—	次郎丸4丁目5-69	たぐま幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	261703	フラワーキッズ	12	874-2223	874-2226	田村2丁目6-5	いるべ保育園	1時間	8:30～16:30
事業所内	261701	浜江堂エンゼル保育園	14	871-2273	863-2641	野芥5丁目6-37	野芥保育園	1時間	8:30～16:30
事業所内	261702	福岡山王病院保育所	7	832-1182	832-3061	百道浜3丁目6-45	西南幼稚園	2時間	8:30～16:30

## 【西区】

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地	連携施設	延長保育	保育短時間
小A	231801	ちいさな飯盛保育園	18	811-1409	811-1409	大字飯盛451-2	飯盛保育園	2時間	8:30～16:30
小A	231802	保育室マザームーン	18	885-1111	885-1111	姪浜駅南3丁目5-1-101	ときわ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	232803	ひよこ保育園	17	885-5801	885-5801	拾六町3丁目18-45	たんぽぽ保育園	1時間	8:30～16:30
小A	232802	ひなたぼっこ周船寺園	10	834-5755	834-5755	泉1丁目20-25	茶山幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231803	保育室マザームーン スマイル園	12	882-7817	836-6717	姪の浜2丁目13-21	ときわ幼稚園	1時間	9:00～17:00
小A	231804	あおぞら保育園	19	883-8388	883-8388	福重5丁目20-14	ときわ幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231806	きらきら光る保育園	19	806-7745	806-7746	徳永北6-16	元岡きらきら保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231807	アソカの森のいえ	18	807-7580	807-7588	北原1丁目6-9	アソカの森幼稚園	1時間	8:30～16:30
小A	231808	花のおさなご姪浜駅南	12	707-7900	834-5172	姪浜駅南1丁目5-7	内浜保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231809	成徳保育園ココテラス	18	981-1952	—	石丸2丁目31-33	成徳保育園	1時間	8:30～16:30
小A	231810	いずみキッズⅡ保育園	19	881-1452	881-5159	福重1丁目4-20	福岡いずみ幼稚園	1時間	8:30～16:30
家庭的	241801	おはな	5	881-3703	881-3703	愛宕3丁目3-57-103	姪浜保育所	—	8:30～16:30
家庭的	241803	ファーストチャイルド	5	892-6265	892-6265	姪浜駅南4丁目4-37-102	すみわたる保育園	—	9:00～17:00

※ 連携施設とは、地域型保育事業所を卒園後、引き続き利用ができる保育所・幼稚園です。

## ○居宅訪問型保育事業所

類型	施設コード	施設名	定員	電話	FAX	所在地
居宅	251701	居宅訪問型保育事業所 おはなの森	4	407-9024	407-9025	早良区田村6丁目1-19
居宅	251702	居宅訪問型保育事業所 ありすの家	2	260-7667	292-8282	早良区田村6丁目1-23
居宅	251301	居宅訪問型保育事業所 みつは保育園	3	292-7550		東区多の津5丁目27-14 1階

※ 利用に関するることは、こども未来局保育支援課へお問い合わせください。

## 13 保育料表

## 令和6年度 保育料表

(福岡市)

- ※ この保育料表は、0～2歳児クラスに所属する児童を対象とした表です。
- ※ 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスに所属する児童の保育料は0円です。
- ※ 令和5年4月より福岡市独自の多子世帯への負担軽減策として、第2子以降の保育料を同時入所や所得制限などの要件を設けず、無償化します。
- ※ ここで示している利用者負担額については案ですので、正式には令和6年3月に決定いたします。
- ※ 保育料は原則として、金融機関での口座振替にて納付してください。

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額(月額)			<参考>国徴収金基準額		
階層区分	区分(税額)	第1子		第2子以降	国区分	保育標準時間	保育短時間
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間			
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	1	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	2	0	0
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯	14,200	13,900	0	3	19,500	19,300
C2	市町村民税のうち所得割 48,600円未満	17,000	16,700	0			
D1	48,600円～61,000円未満	19,800	19,400	0			
D2	61,000円～73,000円未満	22,600	22,200	0			
D3	73,000円～85,000円未満	25,400	24,900	0			
D4	85,000円～97,000円未満	28,200	27,700	0			
D5	97,000円～126,000円未満	31,900	31,300	0			
D6	126,000円～149,000円未満	35,600	34,900	0			
D7	149,000円～169,000円未満	39,300	38,600	0			
D8	169,000円～255,000円未満	44,600	43,800	0			
D9	255,000円～301,000円未満	53,000	52,000	0			
D10	301,000円～397,000円未満	64,000	62,900	0	6	61,000	60,100
D11	397,000円以上	83,200	81,700	0	7	80,000	78,800
					8	104,000	102,400

- 注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限も設げず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。  
ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認ができませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。

市町村民税の申告をされていない場合など、保育料の決定に必要な税額が確認できない場合は、福岡市独自の多子軽減を適用できず、D11階層（最高額）で仮決定します。税申告手続きが完了し、税額が確認できた時点で当初決定まで遡って再算定を行いますので、すみやかに税申告手続きをお願いします。（収入がなく、非課税となる場合であっても保育料算定のため、市町村民税の申告をお願いしております。）

- 注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されていますが、保育料算定にあたっては、旧の税率（6%）を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。
- 注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- 注4 保育料は児童の4月1日の前日時点の年齢により決定されますので、2歳児クラス在籍時に年度の途中で3歳の誕生日を迎ても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

### 【別表】要保護世帯（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額(月額)		
階層区分	区分(税額)	第1子		第2子以降
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
C1	前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する要保護世帯	市町村民税のうち所得割非課税世帯	6,600	6,500
	市町村民税のうち所得割 48,600円未満	8,000	7,900	
	48,600円～61,000円未満	9,000	9,000	
	61,000円～73,000円未満	9,000	9,000	
	73,000円～77,101円未満	9,000	9,000	

- 注1 要保護世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、上記別表に記載されている区分（税額）に応じて第1子の保育料を決定し、第2子以降の保育料は0円です。
- 注2 「ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。
- ① 「ひとり親家庭」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を養育している者の世帯
  - ② 「在宅障がい児（者）がいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - ウ. 本市の発行する療育手帳の交付を受けた者
    - エ. 特別児童扶養手当に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
    - オ. 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

## 15 お問い合わせ先

### (1) 保育施設等の利用に関すること

保育施設等が所在する区の保健福祉センター（福祉事務所）子育て支援課こども家庭福祉係へ

名 称	所 在 地	電話（直通）・FAX
東区保健福祉センター (東福祉事務所) 子育て支援課	〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号	こども家庭福祉第1・2係 電 話 092-645-1068 FAX 092-631-1511
博多区保健福祉センター (博多福祉事務所) 子育て支援課	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-419-1080 FAX 092-402-2703
中央区保健福祉センター (中央福祉事務所) 子育て支援課	〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号	こども家庭福祉係 電 話 092-718-1101 FAX 092-771-4955
南区保健福祉センター (南福祉事務所) 子育て支援課	〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-559-5123 FAX 092-559-5149
城南区保健福祉センター (城南福祉事務所) 子育て支援課	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-833-4103 FAX 092-822-2133
早良区保健福祉センター (早良福祉事務所) 子育て支援課	〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-833-4354 FAX 092-831-5723
西区保健福祉センター (西福祉事務所) 子育て支援課	〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号	こども家庭福祉係 電 話 092-895-7065 FAX 092-881-5874

### (2) 保育事業に関するこども家庭福祉係

福岡市役所	〒810-8620 中央区天神1丁目8番1号	
こども未来局	担当課名	担当業務内容
	子育て支援部 運営支援課	保育料納付の相談・実費徴収補足給付事業・特別保育事業（延長保育・休日保育）・企業主導型保育事業
	子育て支援部 事業調整課	保育施設等認可整備・一時預かり事業・ベビーシッター派遣事業（旧：産休明けサポート事業）・こども誰でも通園制度
	子育て支援部 指導監査課	保育所指導・安全管理・調理衛生
	子育て支援部 保育支援課	特別支援保育（さぽ～と保育）・認可外保育施設の指導

福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

ふくおか子ども情報 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/>

令和6年度福岡市保育施設等利用のご案内 [https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/hoiku/child/Index\\_R6.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/hoiku/child/Index_R6.html)